

令和2年12月 第4回佐々町議会定例会 会議録（1日目）

1. 招集年月日 令和2年12月15日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 令和2年12月15日（火曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	須藤敏規君	2	浜野 亘君	3	永田勝美君
4	長谷川忠君	5	阿部 豊君	6	永安文男君
7	橋本義雄君	8	平田康範君	9	淡田邦夫君
10	川副善敬君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄 剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事 兼 事業理事	松本孝雄君	総務課長	山本勝憲君	企画財政課長	藤永大治君
税 務 課 長	大平弘明君	住民福祉課長	今道晋次君	保険環境課長	安達伸男君
建 設 課 長	川崎順二君	産業経済課長	藤永尊生君	水道課長	橋川貴月君
会 計 管 理 者	内田明文君	教 育 次 長	水本淳一君	農業委員会事務局長	金子 剛君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本典子君	議会事務局書記	濱野 聡君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1 議長出席会議報告

- (1) 令和2年度 松浦鉄道自治体連絡協議会 臨時総会
- (2) 長崎県町村議会議長会 令和2年第2回臨時総会
- (3) 第64回 町村議会議長全国大会・全国研修会

## 2 議員派遣結果

- (1) 長崎県知事、長崎県議会議長への要望活動
- (2) 伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会  
要望活動（国土交通省 九州地方整備局）
- (3) 伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会  
要望活動（地元選出国會議員、自民党、国土交通省、財務省）

## 日程第4 町長報告

- (1) 長崎県知事及び長崎県議会議長への要望活動について
- (2) 令和2年度 松浦鉄道自治体連絡協議会臨時総会について
- (3) 令和2年度 全国町村長大会について
- (4) 新型コロナウイルス感染症の対応について

## 日程第5 委員会報告

### 1 総務厚生委員会

- (1) 所管事務調査
  - ① 条例等について
  - ② 総合計画・総合戦略について
  - ③ し尿・ごみ処理について
  - ④ 財政について
  - ⑤ 介護保険について

### 2 産業建設文教委員会

- (1) 所管事務調査
  - ① まちづくりについて
  - ② 上下水道事業について
  - ③ 事業の進捗状況調査について
  - ④ 条例等について

### 3 新庁舎建設に関する調査特別委員会

- (1) 特別委員会調査
  - ① 新庁舎建設に関する調査について

## 日程第6 一般質問

- (1) 8番 平田 康範 議員
- (2) 4番 長谷川 忠 議員
- (3) 2番 浜野 亘 議員
- (4) 6番 永安 文男 議員
- (5) 3番 永田 勝美 議員

## 9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議長（川副 善敬 君）

ただ今から令和2年12月第4回佐々町議会定例会を開会します。

開会にあたり、町長から御挨拶をいただきます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

皆様おはようございます。本日、令和2年の12月の佐々町議会の第4回の定例会を招集いたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、現在、全国的に新規感染者が再び増加しているということで、重症者の数も最多を更新しているところでございまして、医療関係の提供の確保がひっ迫して懸念されておりました、感染拡大防止のために飲食店への営業時間への短縮を要請するなど、多くの対策が行われているわけでございます。

県内でも昨日までに328人の感染が確認され、クラスターも発生しておるわけでございます。

感染防止としまして、感染防止対策と、それから、地域経済の活動の両立のために、町民の皆様には大変御不便をおかけしていますが、これまで同様に3密をできるだけ避け、新しい生活様式を実践お願いしているところでございます。

また、体調管理に十分留意をされまして、いただきながら健康保持に努め、徹底した感染予防を重ねてお願いを申し上げたいと思っております。

また、今回提案いたします議案が11議案をお願いしております。議員の皆様方には御理解をいただきまして、全議案につきまして御認定をいただきますようお願い申し上げまして、開会にあたりまして、簡単粗辞でございますけど御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

— 開議 —

議長（川副 善敬 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これより本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議長（川副 善敬 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、5番、阿部豊君、6番、永安文男君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議長（川副 善敬 君）

日程第2、会期の決定を行います。

12月本定例会の会期については、さきにお配りしました日程表のとおり、12日15日本日から12月17日までです。

日程の内容について、順を追って説明を行います。

12月15日、本会議の1日目には、まず諸般の報告を行います。

1番目に議長出席会議報告3件、2番目に議員派遣結果3件の報告を私から行います。

次に、町長報告ですが、4件の報告を町長からお願いします。

次に、委員会報告です。1番目に総務厚生委員会所管事務調査、2番目に産業建設文教委員会所管事務調査、3番目に新庁舎建設に関する調査特別委員会調査の報告を、それぞれ委員長からお願いします。

次に、一般質問です。別紙質問通告一覧表のとおり、7名の方のうち5名の方の質問です。1日は、一般質問終了後、散会となります。

12月16日、本会議の2日目です。15日に引き続き一般質問です。別紙質問通告一覧表のとおり、7名のうち2名の方の質問です。

次に、議案審議です。議案第94号から議案第101号までの8議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。審議終了後、散会となります。

12月17日、本会議の3日目です。16日に引き続き議案審議です。議案第102号から議案第104号までの3議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。

次に、発議第5号の1件と閉会中の委員会継続調査を予定しています。その後、閉会の予定です。

なお、日程については、議事の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ御了承いただきたいと思えます。

以上のような手順を進めたいと思えます。

本会議は、12月15日、16日、17日です。

お諮りをします。本定例会の会期は、12月15日本日から12月17日の3日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

したがって、本定例会の会期は、12月15日本日から12月17日の3日間に決定しました。日程表に従って議事を進めていきます。

### — 日程第3 諸般の報告 —

#### 議 長（川副 善敬 君）

日程第3、諸般の報告に入ります。

まず、議長出席会議報告の3件を私のほうから行います。諸般の資料の1です。

諸般の報告。1番目は、資料の1ページから10ページです。令和2年度松浦鉄道自治体連絡協議会臨時総会が令和2年10月21日、佐世保市役所5階庁議室にて開催され、議事として、2ページから5ページまでの令和3年度にかかる施設整備事業の国庫補助減額分に対する充当財源について、6ページから9ページまでの令和6年度以降の松浦鉄道施設整備計画策定検討方針案についてが原案のとおり可決されました。

続いて、報告事項として、松浦鉄道株式会社の運賃収入実績報告として、令和2年4月から9月までの旅客運輸収入実績の報告がなされました。

2番目は、資料の11ページから12ページです。長崎県町村議会議長会 令和2年第2回臨時総会が令和2年11月25日、全国町村議会会館で開催され、議事として、12ページの報告第1号 議長異動報告として、波佐見町議会議長の退任と就任の報告がなされました。よって、議長会会長の波佐見町議会議長が退任されましたので、選任第1号 会長の補欠選任についてということで、副会長の長与町議会の山口議長が会長に選任されました。会長選任に伴い副会長が欠員

となりましたので、選任第2号 副会長の補欠選挙についてということで、東彼杵町議会の吉永議長が副会長に選任されました。

3番目は、資料の13ページから21ページです。第64回町村議会議長全国大会・全国研修会が令和2年11月25日、東京都NHKホールで開催され、全国の町村議会議長が出席しております。議事として、特別要望、新型コロナウイルス感染症対策に関する特別要望が1件、令和3年度国の予算編成及び施策に関する要望は38件、決議が29件、特別決議として、新型コロナウイルス感染症対策、新たな過疎対策法の制定、震災等の復興及び災害対策、議会の機能強化に関する特別決議がそれぞれ採択されております。

また、全国大会終了後、全国研修会として「町村の議会—その価値と課題」と題して、大森東京大学名誉教授による特別講演が開催されました。

次に、議員派遣結果を報告します。諸般の報告、資料2です。

長崎県知事、長崎県議会議長への要望活動が令和2年10月18日に長崎県庁にて行われ、佐々町の要望書提出のため、町長、副町長とともに正副議長が出席しております。

次に、伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会西九州自動車道建設促進協議会要望活動（国土交通省九州地方整備局）が、令和2年11月4日、福岡市国土交通省九州地方整備局において行われ、議長、産業建設文教委員長が出席しております。

次に、伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会西九州自動車道建設促進協議会要望活動（佐賀・長崎選出国會議員、自民党、国土交通省、財務省）が、令和2年11月18日から19日に、衆議院及び参議院議員会館、自民党本部、国土交通省、財務省にて行われ、議長及び産業建設文教委員長が出席しております。

なお、9月の定例会の発議第4号で派遣決定しました町政に関する陳情については、派遣先が新型コロナウイルス感染拡大地域であるため、今回は延期となりましたことをあわせて御報告いたします。

今報告しました議長出席会議報告3件並びに議員派遣結果3件の関係資料は、議員控室に置いてありますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、日程第3、諸般の報告を終わります。

#### — 日程第4 町長報告 —

議 長（川副 善敬 君）

次に、日程第4、町長報告に入ります。

4件の報告をお願いします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、町長報告をさせていただきます。

まず、報告第1番目の長崎県知事及び長崎県議会議長への要望活動についてでございます。報告事項の1つ目でございますけど、長崎県知事及び長崎県議会議長への要望活動を行っております。

去る10月8日に、本町が抱える課題等につきまして、県知事及び県議会議長に対しまして、町長、議長の連名による要望書を提出させていただきました。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から最少人数での要望活動とさせていただいたため、町議会から川副議長、須藤副議長に御出席をいただき、12項目の内容による要望書を提出させていただきました。

このうち、重点要望項目としまして、西九州自動車道の整備促進についてと、2級河川木場川整備についての2項目に対しまして、知事から回答を頂いたところでございます。

西九州自動車道の整備促進につきましては、県の最重要課題の一つとして積極的な事業の推進を行っている。今年度から佐々工区の用地買収に着手することになっているので、引き続き、地元としてお力添えをいただきたいという内容でございました。

次に、2級河川木場川整備については、赤崎橋から富田橋間の右岸の老朽化に関しては、経過観察を続けながら、必要があれば護岸整備を行っていく。末永歩道橋から太田橋間の浚渫、伐採に関しては、緊急浚渫推進事業を積極的に活用し、安全度が低くなっているところから優先的に着手したいという内容の返事でございました。

そのほか、ため池整備促進については、規模に応じて2ヘクタール以上を県営事業、それ以下を団体営事業ということで整備事業に力を注いでおり、来年度以降も安全、安心対策に努めていきたいという内容でございました。

その後、県議会議長からは、ため池整備促進に関しては受益者負担の問題もあるが、検討させていただきたいという内容でございました。

以上のような要望活動でございましたが、今後も継続して、県知事、県議会議長への要望活動を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、2番目でございます。令和2年度松浦鉄道自治体連絡協議会臨時総会の件についてでございますが、先ほど議長さんからもお話がありましたように、10月21日に佐世保市役所において開催されました。出席者は、4市2町の執行部及び4市1町の議会の代表者並びに長崎県、佐賀県の関係者が出席されております。

議決事項につきましては、第1号議案として、令和3年度以降にかかる施設整備事業の国庫補助事業減額分に対する充当財源についてが提案されました。松浦鉄道施設整備事業のうち、国庫補助事業については、事業費の3分の1が国からの補助金、残りの3分の2を沿線自治体で負担することとなっておりますが、近年、全国の地域鉄道から要望額が増加しておりまして、3分の1の国庫補助が満額交付されない状態が続いているという状態でございます。

令和2年度の対応につきましては、昨年度の臨時総会において、国庫補助金減額について沿線自治体で負担するという議決がなされております。今回の議案である令和3年度以降の国庫補助削減、補助額に対する対応についても、現行の施設整備計画期間である令和5年度まで、令和2年度と同様に沿線自治体で負担することという承認がなされました。

次に、第2号議案として、令和6年度以降の松浦鉄道施設整備計画の策定検討方針についてが提案されました。現在の施設整備計画10か年が令和5年度までとなっております、次の10か年の策定する上で、各種検討調査業務を令和3年度に発注を行いたいというものでございます。

検討項目としまして、3つの調査事業を想定しており、1つ目は松浦鉄道沿線地域の交通の在り方に関する調査業務、2つ目は松浦鉄道経営改善計画策定業務、3つ目は施設整備計画策定にかかる調査業務となっております、3つの業務委託費については基金の取崩しで対応したいというものでございます。

審議の結果、この議案につきまして、できる限り経費節減として、コンサルに丸投げというような状況はしないという条件付きで承認をしたところでございます。

続いて、松浦鉄道から運輸収入の実績報告があり、今年度より上半期の運輸収入は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、前年度比3割減となっております、非常に厳しい状況であるという報告を受けました。

以上、議会の資料につきましては議員控室に置かせていただいておりますので、御参照をいただければと思っております。

次に、3番目でございます。令和2年度の全国町村長大会についてでございます。

令和2年11月26日に東京千代田区のホテルニューオータニにおきまして、令和2年度の全国町村長大会が開催されました。今回は、コロナ対策のため、出席者を全町村長とはせず、各都

道府県の町村会の正副会長のみが出席するということとなっております。

また、来賓としまして、菅義偉内閣総理大臣をはじめ、大島衆議院議長、山東参議院議長、武田総務大臣、坂本まち・ひと・しごと創生担当大臣、二階自民党幹事長、松尾全国町村会議議長会会長や国会議員の皆様など、全体で400名の出席となっております。

出席されなかった町村長のため、初めての試みとしまして、大会の様子はYouTubeで配信をされております。

はじめに荒木全国町村長会長が挨拶から、新型コロナの感染症という未曾有の国難に対しまして、政府には安全、安心と活力ある地方をつくるために力強い御支援をいただきたいと。また、全国の町村長相互の連携を一層強固なものとしまして、直面する課題、将来について困難な課題に共に取り組んでいきたいという御挨拶がございました。

次に、来賓として挨拶がありました菅義偉内閣総理大臣からは、活力ある地方をつくる菅内閣の最重要施策の一つであり、あらゆる施策の地方の所得の向上、それから消費活性化を全力で支援していきたいと挨拶がありました。

引き続き来賓の方の挨拶があり、その後、宮口侗迪早稲田大学名誉教授から町村への応援メッセージを頂きました。

大会議事では、町村が自主的に自立的な様々な施策を展開するとともに、災害や感染症に強く、持続可能な活力ある地域を創生するよう、13件の議案について決議が採択されました。

また、コロナ禍の中で、コロナ後の社会を見据えた町村の日本再生に関する特別決議、それから全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進に関する緊急決議が採択されました。

さらに各省庁への要望事項としまして、大規模震災、豪雨災害からの復旧・復興の全国的な防災・減災、国土強靱化の対策など34項目に加え、新型コロナウイルス感染対策に関する要望も採択されました。

なお、例年であれば、大会終了後、長崎県町村会に取りまとめました国への要望活動につきましては、各省庁、各県の選出国會議員への提出しておりましたが、今回はコロナ対策のために直接の訪問を控えまして、中止といたしました。

大会資料につきましては議員控室に置かせていただいておりますので、御参照いただければと思っております。

次に、新型コロナウイルス感染症の対応についてでございます。

皆さんも御存じのとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止について、外出自粛など御協力をいただきました町民の皆様、県の休業要請に御協力をいただきました事業者の皆様へ改めて感謝を申し上げたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症の対応については、依然として終息の兆しの見えない中で、国内におきましては、全国で日々クラスターが発生するなど、第3波となる急速な感染拡大が再び始まっているというような感じをしております。

国内感染者数においては、累計で既に18万人を超え、新規感染者数も8月のピーク1,500人を大きく上回っております。11月以降、新規感染者数が過去最多を大幅に更新する日が続くなど、感染拡大に歯止めがかからない状況となっているわけでございます。感染者や重症者の増加が深刻な大都市部では医療体制の逼迫が懸念されておまして、感染防止対策のために飲食店等への営業時間の短縮など要請するなどの対策が行われているわけでございます。本町においても、冬場に向けて改めて警戒を強める必要があると考えておるわけでございます。

一方で、新型コロナウイルス感染症のワクチン開発が進められ、国外では既にワクチン接種が行われているわけでございます。国内においても、国では、できるだけ早い時期に国民に提供できるように準備を進めておまして、コロナワクチンの円滑接種のため、12月2日には予防接種法の改正が行われております。

本町としまして、新型コロナワクチンが実用化された際に速やかに町民の皆さんに接種で

きるように、予防接種の体制を整備するため、国の補助事業を活用しながら、予防接種に関する電算システムの改修経費を今回補正予算で計上しております。

また、コロナ禍に当てはまる本町の対応としまして、これまで住民の各種の給付金、公共施設、避難所等の感染防止対策のための物品の購入、コンビニ交付システムの導入、医療機関への支援、子どもたちの学習機会の確保のためのGIGAスクール構想にかかる端末機の導入事業、事業者への給付金支給、インフルエンザワクチンへの臨時接種事業、移動支援事業、縮小した地域経済の活性化のためのプレミアム付商品券事業などの対策を実施しているわけでございます。

主な事業状況を報告いたしますと、事業者支援や子育て支援、生活支援の給付金については、既に給付を終えております。現在は新生児特別給付金の給付を行っており、73件の支給を終えています。

感染防止対策の物品の購入については、ほぼ購入を終えておりまして、コンビニ交付システムについては、来年の10月稼働を目指して今進めているところでございます。

インフルエンザワクチン臨時接種は10月26日から接種を開始しておりまして、1,946人、対象者の約2割以上の方が接種を終えておられます。

フレイル予防としまして移動支援につきましては、先月11月より事業を開始しまして、現在18人が利用されております。

プレミアム付商品券の第1次の販売状況につきましては、販売率が54.7%、約1万6,000セットが購入されております。なお、今月の12日から販売しておりますプレミアム付商品券の第2次の販売状況でございますが、大変好評で、12月12日に1万8,334セット、13日に7,004セット、2日間の合計で2万5,335セットを購入していただきました。年末年始に向けて、これから経済活動が活発な時期もあります。今回の第2次プレミアム付商品券の販売が少しでも地域経済への活性化になることを期待しておるわけでございます。

今後、国において、新型コロナウイルス対策を盛り込んだ2020年度の第3次補正予算が予定されておまして、本町としましても引き続き状況を注視しながら、必要な追加支援について、国県の動向を見ながら実施してまいりたいと考えています。

これまで幾度となく申し上げておりますが、コロナ禍におきまして、感染の拡大防止と地域経済活動の両立のために、今後も町民の皆様へ新しい生活様式を実施していただき、徹底に努めていただければと考えております。

年末には、町民の皆様に向けて、「新型コロナウイルス感染症対策に関する年末年始に向けてのお願い」を配布しながら、町民の皆様へ御協力を改めてお願いすることとしています。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、町長報告を終わりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 議長（川副 善敬 君）

これから、報告に対する質疑を行います。

2番。

## 2 番（浜野 亘 君）

委員会のほうで発言する機会がなかったものですから、松浦鉄道自治体連絡協議会のことについて、議長の出席会議報告を見ながら、ちょっと確認をしたいと思っておりますけども。

2ページに、町長のほうからも報告がありましたように、国の補助事業が3分の1から4分の1に減らされたということで、あとは各沿線自治体で負担するという決議がなされたということは分かるんですけども、この沿線自治体の中で長崎県が入っておりまして、その半分が長崎県が負担、それから佐賀県と長崎県が負担するというふうな取り決めがなされているようで



す。

昭和63年4月から松浦鉄道運行されておりますけども、もう施設の整備をしないといけないと、老朽化しておいて、今後もずっと続いていくというようなことで、それと、沿線自治体の皆さんにとっては不可欠な公共交通機関でありますので、そういうことで必要性が高いと判断されて負担をずっとしてきているわけですけども。その中で、県に対する国からの補助率が下がって、それを沿線自治体ということで今はなっているんですけども、県の負担率を上げてほしいとかという話は出ないんでしょうか。

長崎県の南部にあっては、新幹線が開業して相当の負担をされておりますけども、この西九州線については、県北地域においては特段、先ほど昭和63年からと申し上げましたけども、負担率が全然変わっていないので、西九州させば広域圏がありますので、その中で県に対する要望をしてみてもどうかとかいう話はなかったんでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

令和2年度の施設整備に関する自治体が、長崎県が7,900万、佐賀県が2,900万で、佐世保市は5,400万しているわけですね。これずっとやっているんですけど、我々のところもやはりこういう毎月負担が、全国的にこう、先ほど申しましたように、3分の1が4分の1になったと、多くなったから増える、減るということで、大変苦慮しているところでございますけど、やはりこれは、松浦鉄道の自治体の中でもそういう危機感を持っておられまして、やはり佐世保市を中心に国土交通省、国のほうにも要望活動を行っていくということでお話、要望活動も1回されたとお聞きしてしまして、要望活動もまたしていくということで言っておられます。

そして、もう一つは、長崎県に負担はということ、多分そこの中では求められなかったと思っています。そうですね、議長。（川副議長「そうです。」）そういうことで、我々としましても、先ほど浜野議員がおっしゃったように、新幹線の問題も絡んではくると思いますが、佐賀県、長崎県の両県に負担を求めるといった意見は、その中には出なかったですね。

議 長（川副 善敬 君）  
2番。

2 番（浜野 亘 君）

資料の3ページに、平成30年度が2,191万1,000円、交付額、それ国にお願いしても、これだけ入ってきてない。元年度で2,764万3,000円、令和2年度では2,753万円と、毎年もう入ってこない金額が。国に幾ら要望してもこういう状況ですので、そこら辺は負担率の見直しとかというのを考えていただければというふうに要望して、終わりたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）  
ほかにありませんか。

（「なし。」の声あり）

ほかに質疑もないようですので、町長報告を終わります。

以上で、日程第4、町長報告を終わります。

— 日程第5 委員会報告 —

議長（川副 善敬 君）

日程第5、委員会報告に入ります。

まず、総務厚生委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いします。  
6番。

（総務厚生委員長 永安 文男君 登壇）

総務厚生委員長（永安 文男 君）

総務厚生委員会所管事務調査の報告をいたします。

令和2年11月20日に委員会を佐々町役場3階第1会議室で開催し、所管事務調査を行いました。

案件順に概要を報告します。

まず、1番目の条例については、1つ目に佐々町国民健康保険税条例についてですが、資料により、国民健康保険の現状と今後の見込みの説明があり、県が推計した被保険者数では年々減っていき、医療費も年々減っていくという推計になっています。県の国保事業費納付金は全体として減少傾向にあります。佐々町の事業費納付金はおおむね横ばいから若干増というような形の推計、医療費と保険給付費は両方ともおおむね横ばいの状況にあり、佐々町の1人当たり医療費の順位は、県内で各年度18番目から21番目という低いという実績になっているということです。

次に、国保財政については、単年度収支は、令和3年度、4年度、5年度ともにマイナス5,000万円ほどになる見込みで、基金を取崩しても2,400万円程度の不足が生じる見込みになっており、これを補うために必要な保険税収納額が、各年度で2億6,000万円ほどの全体での保険税収が必要になってくるということです。

こういったことから、県内市町はそれぞれに税率改正の検討をしている状況にあります。佐々町においても、この不足を補うためということで税率改正の検討を行っています。

内容は、財政調整基金の活用については、令和2年度の基金残高の見込みが1億2,000万円とのことで、基金残高6,000万円を確保して、令和3年度から5年度の3か年で6,000万円の基金を取り崩す案が良いと判断。税率の設定では、最終的に県内市町の保険税率の平均近く、低所得者から中間所得階層の上昇額を抑えたケースを検討されております。これらに基づき、税率改正の試算結果として、所得割、均等割、平等割の率、応益応能割の設定率等の説明を受けました。

委員からの質疑として、基金の取崩しで6,000万円を投入することを前提にした試算が出されているが、この改定を見送って、次年度に動向を確認するという選択肢はないのかの質問に対しては、令和3年度からの税率改正を行わなければ、あと使える基金が減ってくるので、1年先送りにすると、今検討しているものよりさらに大幅に上げないといけない状況になるということです。

次に、佐々町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、リサイクル用ごみ袋の小さい袋を販売するに当たり、単価を1枚20円ということで設定を考えているということです。

次は、佐々町農業集落排水施設設置条例等の改正についてですが、志方地区での接続工事の関係で、令和2年度中の統廃合が困難となったので、1年先送りするというものです。

2番目の総合計画・総合戦略については、第7次総合計画の基本構想について、現在、総合計画審議会において審議を進めているということで、内容を見ますと、総合計画の構成は、

頂点に基本構想及び人口ビジョンがあり、その下に実行計画、総合戦略となっており、計画期間は、基本構想を10年間及び総合戦略を前期・後期それぞれ5年間とし、町民との協働による行政評価等により毎年度点検・検証を行うとのことです。

ほかには、国の総合戦略策定に取り上げられているSDGsについては、本町の総合計画・総合戦略にも取り入れられた計画内容にしていきたいとのことです。

基本構想では、町の将来像として「暮らしたいばん！住むならさざ」、サブタイトルとして「みんな輝き、みんなでつくる町」として、また、人口ビジョンについては、令和42年度、2060年に1万1,885人を指すとして整理しているといった、第7次佐々町総合計画案の内容説明を受けました。

3番目のし尿・ごみ処理についてですが、し尿等処理の次年度以降の対応については、し尿等前処理施設の完成が令和5年度末の予定であり、現在の処理の民間委託期間が令和2年度までとなっているので、今後3年間の委託延長をお願いしたいとのことです。

クリーンセンターの次年度以降の運転については、焼却業務運転員の不足から、現在、運転業務委託を行っているが、今後も継続を令和6年度までの4年間行いたいと考えているということです。

4番目、財政については、佐々町消防詰所個別計画と今後の方針として、第1分団、第4分団、第5分団、第7分団の詰所建替を予定しているとの説明がありました。

5番目、介護保険については、現在、令和3年から5年までの3年間の第8期介護保険事業計画の策定をしているところであり、途中経過報告では、被保険者数は増加を見込み、給付についても3年間の給付見込みを約36億円程度と見込んでいる。保険料の基準額では、基金の取崩しをしない場合は月額6,528円、1億1,000万円ほど取り崩したら月額5,761円ということで、現在の7期と同額程度とするためには、多くの基金を取り崩すことになるのではないかとといった途中経過での説明がありました。

その他報告では、1つ、選挙運動の公費負担に関する条例施行規程について、2つ、新生児特別定額給付金事業について、3つ、町制80周年記念について、4つ、旧町立診療所跡地の汚泥撤去処分について、5つ、町制施行80周年記念「佐々町暮らしの便利帳」発行について、6つ、新型コロナ禍におけるフレイル予防移動支援についての6件の報告がありました。

以上、概要報告でしたが、詳しくはお手元に配付してあります総務厚生委員会報告を御覧いただきますようよろしくお願いいたします。

これで総務厚生委員会報告を終わります。

（総務厚生委員長 永安 文男君 降壇）

## 議長（川副 善敬 君）

次に、産業建設文教委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いします。  
2番。

（産業建設文教委員長 浜野 亘君 登壇）

## 産業建設文教委員長（浜野 亘 君）

令和2年11月16日に産業建設文教委員会を開催しましたので、その概要を報告いたします。  
案件は、6項目7件について所管事務調査を行い、執行より9件のその他報告を受けました。

（1）まちづくりについて。町道認定変更について。内容は、県道佐々鹿町江迎線の志方樋門付近が改良され、県道と町道の接道の関係で、町道志方線の起点の位置を変更し、87メートル延長と幅員変更する議案を提出したいとの説明を建設課から受けました。

委員からは、幅員が狭い部分の道路改良計画はあるのかの確認があり、離合場所2か所を設けたが、全面的な改良は今のところ計画はしていないとのことでした。

（2）上下水道事業について。①下水道の事業計画について。内容は、農業集落排水施設の下水管接続と農集排処理施設の廃止、し尿等前処理施設の建設、平成9年に供用開始した汚水管渠や中継ポンプ場の更新と浄化管理センター設置の更新、小浦ポンプ場や沖田ポンプ場の整備、雨水管渠整備など、全体的な計画及び概算事業費の説明を水道課から受けました。

委員からは、小浦ポンプ場の耐震診断業務は令和7年度に計画されているが、診断は早くしないとイケないのではないかと意見があり、今後見直し検討してほしいとのことでした。

また、汚水管渠のヒューム管の耐用年数は50年だが、長くもたないで更新したいとのことであるが、施工方法の確認があり、硫化水素でコンクリートが腐食して、30年程度で更新せざるを得ない。ヒューム管の中にビニールみたいな物をコーティングして腐食を止めるとのことでした。この件については継続調査としました。

②上水道の事業計画について。内容は、浄水場設備の維持管理、送水管と配水管の更新、配水池とポンプ所の維持管理などの計画及び概算事業費の説明を受けました。

委員からは、令和5年度以降で非常用発電設備の計画があるが、早めに対応しないとイケないと思うので、令和4年度までに計画できないものかの確認があり、浄水場の送水ポンプ室に非常用電源が必要なため、整備工事とあわせてするとのことでした。その間は仮設の非常用発電設備で対応することを考えているとのことでした。この件については継続調査といたしました。

（3）観光、商工について。新型コロナウイルス感染症の影響にかかる緊急対応支援策について。内容は、現在実施しているプレミアム付商品券の追加販売で、この件につきましては、11月の臨時会で報告しましたので省略いたします。

（4）事業の進捗状況調査について。投資的事業の進捗状況調査について。内容は、まず建設課から、令和元年及び令和2年に被災した災害復旧工事の進捗状況の報告、普通河川の整備工事、西九州道4車線化に伴う設計業務委託、市瀬第2団地駐車場整備工事など。次に、水道課から、中央配水池進入道路築造工事に伴う配水管仮設工事、浄水場1号ろ過池設備更新工事、志方地区汚水管接続工事、し尿等前処理施設設計業務委託など。次に産業経済課から、昨年被災した農業施設災害復旧工事、ため池ハザードマップ作成業務委託、佐々駅舎改修工事設計委託など。最後に教育委員会から、中学校部活動室等改修工事、小学校校内LAN配線改修工事、公共施設自動水栓化工事などについて説明を受けました。

委員からは、大新田の排水機場水門補修の内容の確認があり、水門自体の塗装工事を施工したいとのことでした。この件につきましても継続調査としました。

（5）条例等について。佐々町農業集落排水施設設置条例等の改正について。内容は、角山地区及び志方地区の農業集落排水を公共下水道への接続工事は、今年度に完了予定で、来年4月施行の予定でしたが、不測の事態が発生したため、1年間延期して、条例の廃止と関連の規則の改正等を行いたいと水道課から説明を受けました。

（6）調査案件のその他については、各委員から新型コロナ対策支援策の要望を聞き、5項目の意見がありました。

続いて、その他報告に入り、執行から9件の報告がありました。

事業の繰越について、令和2年に被災した災害復旧工事が5件あり、査定と発注の関係で少なくとも3件は繰越しせざるを得ない状況で、ほかの2件も微妙なところで、繰越しになる可能性が高い。

また、9月補正した起債事業の普通河川木場川ほか4件の整備工事も、雨の降り方によっては事業繰越しのおそれがある。事業繰越しの判断は12月、又は、3月でしたいと建設課から報告を受けました。

②債権管理条例について。現在検討の途中ですが、債権管理については公債権と私債権について検討してきたが、公債権はほかの法令などで滞納処分等の規定があるため、この条例では規定する必要はないと判断し、私債権についての債権の整理を行う目的で条例化したいと建設課から報告がありました。

③里山林整備事業について。平成29年度から令和3年度の長崎県森林環境税を財源とした県の事業を活用して進めたいということでございます。モデル的に古川地区を行いたいということでございます。

④浄水場の管理業務委託について。令和2年度から浄水場の管理を1年間をお願いしていましたが、事業効果があり、経費の節減のため、令和3年度から3年契約したいということで、12月補正と債務負担行為をお願いしたいと水道課から報告を受けました。

委員からは、委託すると経費がかさむと思うが、経費の節減があるとのことの確認があり、単年度より複数年にすれば諸経費は少し下がるとのことでした。

⑤事業の繰越について。内容は、志方地区の農業集落排水から下水道につながるための污水管接続工事において、不測の事態で業者決定ができず、3月末日までの完成は難しく、6月末日までかかる見込みです。それと、し尿等前処理施設設計業務委託が来年の11月頃までかかり、その後、建設工事を発注することになります。

また、浄水場の1号ろ過池設備（7・8池）更新工事は7月頃までかかる見通しで、継続費ですので、逡次繰越しとさせてほしいと水道課から報告がありました。

⑥上下水道料金及び繰入金について、下水道事業にあつては、し尿等前処理施設の建設や污水管の更新工事などで投資的経費は約37億円が見込まれ、一般会計からの基準外繰入れがなければ、基金の取崩しや使用料金の値上げをしても令和4年度以降には枯渇することになり、事業運営ができなくなります。

一方、上水事業においても、投資的事業費が約38億円の見込みで、現行は企業債の借入を事業費の50%としているが、75%までの引上げや使用料金の値上げをしないと、令和9年度以降には資金不足に陥るので、上水道、下水道ともに検討が必要とのことでした。

ちなみに、20トンの比較で、水道料金は県内21団体のうち18番目、下水道が14団体のうち6番目となっていますと水道課から報告を受けました。

7番目、東京2020オリンピック聖火リレーについて。東京オリンピックが来年に延期されたことにより、本町の聖火リレーが来年5月7日から8日になったことに伴う事業の予算に変更が生じ、減額補正と債務負担行為をお願いしたいと教育委員会から報告を受けました。

8番目、成人式の在り方について。成人年齢が18歳に引き下げられたことで成人式の検討を行ったが、当分の間は今までどおり20歳での開催としたと教育委員会から報告を受けました。

委員からは、実施日は今までどおり1月5日で開催されるのかの確認があり、1月5日ですが、新型コロナ対策に配慮するための実施方法は検討させてほしいとのことでした。

その他、詳細につきましては、お手持ちの産業建設文教委員会報告所管事務調査を御覧ください。

以上で、委員会報告を終わります。

（産業建設文教委員長 浜野 亘君 降壇）

議 長（川副 善敬 君）

次に、新庁舎建設に関する調査特別委員会の調査の報告を委員長からお願いします。  
2番。

（新庁舎建設に関する調査特別委員長 浜野 亘君 登壇）

## 新庁舎建設に関する調査特別委員長（浜野 亘 君）

令和2年6月に設置されました新庁舎建設に関する調査特別委員会を、令和2年9月28日及び11月13日に開催しましたので、その概要を報告いたします。

まず、設計業者の選定は、代表企業枠をプロポーザル方式で決定し、基本的に代表企業枠の設計業者と町内企業枠がジョイントベンチャーを組んでいただきます。代表企業枠は、1次審査を書類審査、2次審査をプレゼンとヒアリングを行い決定されます。町内企業枠は、書類審査で選定し、代表企業枠のJV候補者として登載されることとなります。

それでは、日付ごとに会議の報告をいたします。

令和2年9月28日、第5回新庁舎建設に関する調査特別委員会、2項目2件について所管事務調査を実施しました。

（1）新庁舎建設に関する調査について。第3回庁舎建設工事基本設計・実施設計業務委託事業者選定委員会結果報告について。9月11日に最終審査の採点を行い、受注候補者として株式会社遠藤克彦建築研究所、次点受注候補者として株式会社隈研吾建築都市設計事務所に決定したとのことでした。あわせて町内企業審査も実施し、設計事務所4事業社をジョイントベンチャー候補者として登載したと総務課から説明を受けました。

委員からは、受注候補者として、ほかの事業者より優れていた点をホームページに載せるべきと思うがとの意見があり、委員長の講評だけでなく、選評も含め、5ページ分全て掲載するとのことでした。

また、平面図ができていますが、これがベースになって、皆さんに意見を聴きながら、より良い設計にしていくとのことでした。

防災対応について、他者と比べて良かった点など、もう少し詳しく載せたほうが良くないかとの意見があり、選定委員会委員長と相談しながら、修正できるものは修正したいとのことでした。

駐車場は多めに確保したいならば、立体的な活用もあるのではないかとの意見があり、今後協議し、検討していきたいとのことでした。

採点された点数と審査項目との関係が分からない部分があることと、受注候補者を選んだこととの理由が不足しているため、少し解説をとの意見があり、項目ごとの配点などの説明がありました。

また、平面図の消防詰所はどこの分団か、技能訓練校跡に郷土資料館の資料があるがどうするのかの確認があり、消防詰所は第1分団で、郷土資料は新庁舎か公民館などしかるべき場所に展示したいとのことでした。

50年に一度の庁舎建設なので、敷地の形が少しゆがんだ部分について、隣接地を相談できないか検討するように意見がありました。

その他、10月1日配付予定の「新庁舎特集号 第2号」について、委員の意見を聞かれ、委員から文章表現について修正案が出ました。

令和2年11月13日、第6回新庁舎建設に関する調査特別委員会。

（1）新庁舎建設に関する調査について。設計業務スケジュール（案）について。基本設計は来年4月頃までで、実施設計が再来年の3月までとなっています。また、委員の任期の来年6月までは設計業務の工程表を詳しく立ててみました。

基本設計を進める上で、設計者と役場職員や町民のワークショップを開催して設計を進めることとし、11月下旬を皮切りにワークショップは3回予定しており、4月下旬には基本設計のパブリックコメント・住民説明会を開催するとのことでした。

また、それぞれのワークショップ前に特別委員会を開催予定していて、全議員との意見交換会は、本日、11月13日と視察研修後の来年2月初旬を予定しています。さらに、基本設計の最終段階では、概算事業費の見積りを実施すると総務課から説明を受けました。

委員からは、ワークショップはコロナ禍で密集を避ける意味で、町内会の地区割りを考えているのかの確認があり、現在の申込者は少なく、30名は集めたい。会場は50名くらいまでであれば密にならないのではないかと思っているとのことでした。

また、図面が示されているのは3月中旬頃になるのか、広報紙に掲載して住民に示されるのかの確認があり、ホームページに掲載した上で住民説明会に臨むように考えています。基本設計の段階でワークショップを開催し、平面図を修正していき、コンセプトや方向性を決めていきたいと思っているとのことでした。

（2）その他は特にありませんでした。

その後のことについてですけれども、11月下旬に職員のワークショップ、各種団体のワークショップ、町民のワークショップがそれぞれ開催されました。今後の予定としては、2回目、3回目のワークショップが2月まで開催される予定です。この調査特別委員会は、1月、2月のワークショップ前にそれぞれ開催する予定です。

その他詳細につきましては、お手持ちの新庁舎建設に関する調査特別委員会報告を御覧ください。

以上で、特別委員会の報告を終わります。

（新庁舎建設に関する調査特別委員長 浜野 亘君 降壇）

**議 長（川副 善敬 君）**

委員長からの報告が終わりました。

以上で、日程第5、委員会報告を終わります。

しばらく休憩をいたします。

（11時05分 休憩）

（11時15分 再開）

— 日程第6 一般質問（平田康範 議員） —

**議 長（川副 善敬 君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、一般質問を行います。

それでは、質問通告者の順に発言を許可します。

一問一答方式により、8番、平田康範議員の発言を許可します。

8番。

**8 番（平田 康範 君）**

ただ今議長より質問の許可を得ました8番、平田でございます。

本日は、コロナ禍の質問でございますので、時間を短縮して、通告書にそって、一問一答でお伺いいたしますので、回答につきましても、簡潔にお願いをいたしたいと思います。

なお、質問通告書を提出した後に、産業建設文教委員会が開催され、今回通告しておりました浄水場の非常用電源整備につきましては、上水道の再構築事業で整備計画が示され説明を受けております。継続調査としておりますので、本日は質問を控え、委員会で調査をさせていただきたいと思っております。

しかしながら、今後の所管事務調査にも関連しますので、水道事業の基本的な政策面については、お伺いをしておきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

水道は町民の生活や社会経済活動において、最も必要不可欠で重要なライフラインであり、町内約6,240所帯に供給をいたしております。そのようなことから、災害時においても給水の継続や応急給水の対応が求められるわけですが、水道の安定供給強化に向けた基本的な政策について、どのようなお考えをお持ちか、まず、お伺いしておきたいと思っております。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、今、議員がおっしゃるように、やはり水道の安定供給というのは大変重要なことですのでございまして、議員も御質問のとおり、水というものというのが、やはり人が生活していく上では欠くことのできないライフラインの一つということでありまして、災害などで施設が被災しまして、通常の給水ができない状態になった場合には、給水車両の運行など、それから、臨時の給水所などを設置いたしまして、一刻も早く住民の方に、皆さん方に、安全な水を供給しなければならないということで、我々は考えているところでございます。

議員も御承知のとおり、本町の現の水道施設というのが、つきましては、昭和50年代から整備がされておまして、既に耐用年数を経過したものや、それから、数年後に耐用年数が経過するものが多くありまして、現在計画的な更新や整備を進めているところでございます。

また、今年の夏は台風9号、10号では、やはり、暴風によりまして、電線が断線したことで、停電が発生しまして、やはり水道施設の一部が運転できない状態になったということで、一部の地域の皆様方には、水圧の低下とか断水で、御不便とか、御迷惑をおかけしたところでございます。やはりこうした停電というのを対応を含めまして、災害等の非常時の対応としましては、対策について、やはりハード・ソフトの両面で、今後必要な対策とか整備も早急に進めながら、やはり水道の安定供給というものが我々大切でございますので、この安定供給の強化に向けて、図っていかねばならないと考えていますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

8番。

8 番（平田 康範 君）

今、町長より、施設整備等についての基本的な計画を含めた内容をお聞きいたしましたけども、浄水場施設整備については、非常用電源整備とあわせまして、浄水場の浸水あるいは冠水対策も重要視されている今日でございます。近年は、毎年のように大規模な河川氾濫のニュースが報道されていますけども、直近のデータではございませんけども、2019年10月の台風19号で、大規模な河川の氾濫が発生したことを踏まえまして、厚生労働省が浄水場それから取水場の被害防止対策状況を調査され、結果が公表をされています。全国9,864施設で、26.6%が浸水想定地区にあるということで、また、そのうち、81.9%の2,150施設は、浸水対策が講じられていなかったというような結果を公表いたしております。

また、佐々川、これは県の管理河川であるわけですが、氾濫した場合に甚大な被害が生じる可能性がある水位周知河川にも指定されていますけども、今後、県が作成される浸水想定区域図のデータを基に、町といたしましては、水防法により、町がハザードマップを作成しなければいけないようになっていきますけども、県がまだ、この浸水想定区域図のデータが作成されていけませんので、今後これができましたら、町においても、洪水ハザードマップ、これは作成するようなことになろうかと思っております。



一方、本町のハザードマップ、これを見てもみますと、浄水場は浸水想定地区ではありませんけれども、これはもう、あくまでも机上の想定でありまして、決して安心できるものではないということで、施設の敷地が冠水して被害が出ることも想定しておくべきではないかというふうに、私は思っております。近年は、御存じのとおり、線状降水帯が頻繁に発生し、記録的な降雨量となっていることから、外水氾濫に限らず、内水氾濫、これによって敷地が冠水し、特に、出入り口扉が低い位置になっている薬品注入施設、これに水が入り込みますと、結果として、漏電等により給水停止になる可能性もあります。また、さらには御存じのとおり、敷地横には農業用水路があります。通っておりますけれども、薬品や、それから油など、何らかの原因で流出事故が発生しますと、農業用水に被害が生じることも心配されるわけです。ですから、やはり、施設から外へ薬品やあるいは油などの流出を防止する観点からも、この電源整備と同時に防水扉の設置など、さらに踏み込んだ対策もあわせて実施する必要があると思うんですが、そこら辺の考えについて、見解をお伺いしたいと思っております。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、議員が言われるとおり、やはり全国的に、また経験したことのない大雨と、それから豪雨ということで、河川の氾濫とか、浸水被害というのが毎年各地で発生しておりまして、本町におきましても、万が一の佐々川が氾濫した場合の対応というのは、対策といたしますか、しっかりと考えて準備しておかなければならないのではないかと考えているところでございます。

議員も御承知のとおり、本町の浄水場というのが中川原免の1か所、佐々川の横にあるわけでございますけど、本町の主要な水源というのが佐々川でありますので、川から取水しながら浄水して、町内各地に供給するというような工程上、現地が最も適しているということで、これは昭和56年に整備したものでございます。こちらの施設につきましても、やはり建設から既に40年が経過しておりまして、現在老朽設備の更新とか、施設の長寿命化対策というのをやっているわけでございますけど、改修にあたっては、やはり、停電時の補助の電源の設備の整備とあわせてまして、やはり、浸水対策ということも取り組まなきゃならないと、先ほど、防水扉ということもありましたけど、やはり本町のこの浄水場というのが、お話が先ほどありましたように、現在のハザードマップでは、浸水の想定区域となっていないわけでございますけど、やはり、近年の豪雨災害というのが、どういうことで、各地でやはり、河川氾濫というのが、被害が発生しておるといことと、それから、先ほど前のほうに、農業用水路ですね、農業用水路もあるわけございまして、やはりこういうことで町としましても、やはり国の方針に基づきながら、長崎県でも浸水の想定区域図を見直しが行われているということでございますので、佐々川についても、今年度中に作成されるということをお聞きしておりますので、やはり作成された資料を基に、今後やはり防水扉等も計画に反映させなければならぬのではないか考えていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）  
8番。

8 番（平田 康範 君）

それでは、水道事業につきましての質問は最後になるかと思うんですが、災害における水の確保、これにつきましては、基本的には炊事用の水の確保。それから、今日においては、トイレはほとんどが水洗化が進んでいることから、トイレ難民という言葉があるんですが、このト

イレ難民を出さないために、トイレ用の水の確保が最低限必要だと言われております。今日まで、先ほど言われましたように、断水が発生したときには、臨時給水場が設けられまして、限られた職員と簡易給水車で対応されているのが現状でございますけれども、万一、言いますように、大規模な給水停止状態となった場合は、今日の状態では対応は不可能になると、私は考えております。

そこで、本論に入ります前に指摘をしておきたいと思うんですが、西九州させば広域都市圏連携協約締結、これまでには、紆余曲折がありましたけれども、令和2年3月3日佐世保市と連携協約書が交わされ、都市圏の一員として事業に取り組むこととなり、今日に至っております。

連携事業を進めるにあたっては、取組状況など、情報が共有できるよう執行は議会に対して十分に説明、報告等をされるよう求めているわけでございますけれども、今日まで何ら経過報告などもされてないのが現実であり、本当に残念の一言でございます。ぜひ、今後は、随時報告されることを求めて、本論の質問に入ります。

西九州させば広域都市圏ビジョンに掲げられています事業で、災害二次における相互応援体制の確立についてお伺いいたしますが、独自で災害応急対応が困難な場合は、水や食料等の物資供給の基本的な事業概要、これはビジョンの中で掲げてございますけれども、言いますように、ことしは6月以降の豪雨、また、台風9号、10号により各地で大変な被害が発生したわけですが、この事業、相互応援体制の確立の事業の取組というのはやはり重要な連携事業ということで、再認識したところでございます。そうしたことで、具体的な取組を現在協議されているのか。もし、そういった協議がされているのであれば、どのような内容で、今進んでいるのかをお聞きしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

元々これは連携事業があるわけでございますけど、災害のですね、この前につきましては、平成8年に佐世保市と町としましても、長崎県の県北地区の防災相互応援協定というのが今提携されておりまして、それで今運用している状況でございます。その後、今回、今、平田議員さんがおっしゃるように、西九州させば広域圏ですね、広域都市圏の中で、ビジョンで掲げているということで、この一大事業であります事業の中で、災害時における相互応援協定の体制の確立ということで、関係市町が災害によりまして、先ほど申されましたように、被災し独自で災害対応の困難な場合には、水とか、食料などの物資支援とか、応援の職員の派遣、それから、広域における避難所の開設などを応援体制を構築するということで、避難住民の迅速な支援を行うという事業ということになっているわけございまして、中心であります佐世保市というのが被災調査の情報収集とか、それから関係市町村の情報公開など、提供など、関係市町への応援の実施なども行うということになっているわけでございます。本町を含めました関係市町の被災市町から、佐世保市に情報提供を行ったり、佐世保市から情報提供を受けて、被災市町への支援を行ったりということをやるわけございまして、今年度の会議というのが、御存じのように、新型コロナウイルスの感染症の感染防止の観点から、本事業の会議というのが今中止されている状況でございます。例年であれば、各市町の防災事業担当者が集まって、相互応援協定について意見を交換する予定、機会が設けられたとお聞きしておりますけど、現在、防災関係も一つの事業である防災に関する、先ほど申しましたように、職員の資質向上等におきましては、来年の2月に、2月9日に避難所の運営講習会というのを協議会の中で開催される予定ということをお聞きしております。大規模な災害時の応急対応というのは、1つの自治体じゃなかなか大変なところでございますので、この事業を通しまして、やはり普段から関係

市町と支援体制の構築と申しますか、連携をしていく。先ほど申されましたように、していく必要があるのではないかと考えていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

8番。

8 番（平田 康範 君）

この連携事業につきましては、先ほど言いますように、やはりこの締結するまでは、いろいろ問題もあったわけです。しかし、締結できたわけですから、ここは、今後やはり、議会とともに、やはりこの事業については、取り組んでいかなければいけないわけでございますので、ぜひとも経過報告等については、随時されることを再度求めて、次の通告しております職員の働き方の見直しについてお伺いをいたします。

職員の働き方改革への取組については、私も、平成31年3月の議会において、一度質問をいたしておりますけれども、職場環境改善については、先日も、生き生きと元気に働く職場づくりということで、研修会を開催されるなど、努力をされているのは分かっているわけですが、一方、役場職員の業務内容は多岐にわたり細分化しており、また、仕事量も増えているのではというような考えをいたしております。さらには、正規職員の負担が増加する一方、非正規職員が多いことから、業務の継承や職務分担のバランスがとれていないことも心配をいたしております。

そういうことで、職種によっては、業務の見直しを行い、本来の業務遂行ができるよう、体制に改善する必要があるという思いから、本日は、私が先ほど言いました、質問しました以降のその後の取組状況等について確認をさせていただきたいと思っております。

まず、現在の仕事内容ですが、正規職員と非正規職員の数を考えたときに、仕事の内容と、それから量は適正なのかということ。それから時間外労働、それから休日出勤をどのような認識されて対応されているのか。時間外労働、それから休日出勤の状況をどのように認識されて現在対応されているのか。さらには、年10日以上有給休暇が付与される職員に対しては、年5日は使用者が時期を指定して取得させる必要があるということで申し上げておったわけですが、その後の有給休暇の取得状況、これは改善されているのか、以上、この3点についてちょっとお伺いをしておきたいと思っております。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

令和2年度の職員数としましては、正規職員の数が103人ですね。対前年度からプラス1人ということ。それから、非正規職員の会計年度任用職員というのが166人で、対前年度からマイナスの11人となっております。正規職員の定員管理計画においては、106人を一応目標にしているということでございます。

しかしながら、自治体職員の業務というのは、先ほどお話がありましたように、多様化、複雑化しております。以前からの職員のマンパワーの不足の御指摘も受けておりますが、特に施設の老朽化によります長寿命化とか建替え更新、新型コロナウイルスの感染防止拡大によりまして、感染の防止対策とか、それから緊急経済対策などの影響から、自治体の業務内容というのが、これは業務量が大きく増えているのではないかと今感じているところでございます。

職員の労働時間の管理につきましては、やはり正確な集計が今できておりませんが、昨年度と比べましてタイムレコーダーの打刻時間というのが増えておりまして、やはり時間外の勤務、

休日出勤というのが増えているのではないかと今認識しているところでございます。

やはりこのために、現状における職員のマンパワーの不足、それから抱えている問題、課題について各課ヒアリングを行いながら、職員数の見直しについても、やはり検討しなければならない時期にきているのではないかと今考えているところでございます。

本町のような小さな町の役場では、職員一人一人が重要なやはり担い手といいますか、そういうことになる職員でございますので、1人でも欠けたり、やはり能力が発揮できないと、やはり組織的なダメージというのが大きくなるわけでございます。

このために、やはり職員が持っている能力というのを最大限に発揮できますように、組織としてやはりコミュニケーションをやはり積極的に活用しながら、マンパワーの相乗効果というのを上げていかなければならないと今考えておるところでございます。

職場の環境改善とか、特にやはり労働時間の管理については、従来から難しい問題でありまして、一気に解決できる問題ではありませんので、やはり少しずつ改善をしていかなければならないと考えていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

数字的なものは、ちょっと総務課長のほうから。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

数字的なものということでございますけど、有給休暇につきましては2019年、昨年が8.2月の平均でございました。今年度10月分までの集計でございますが、6.5日ということで、あと2か月ほどの部分がちょっと集計できておりませんが、2日ほど昨年より取得率がちょっと減っているという状況でございまして、こちらにつきましては、昨年もしっかり私のほうが夏期休暇の後にお声がけをさせていただいて、取得の促進を促したわけですが、いかんせん今年はコロナ等の対応がございまして、各課非常に時間数も伸びているというような状況でございます。

議 長（川副 善敬 君）

8番。

8 番（平田 康範 君）

なかなか有給休暇取得状況については、やはり厳しい状況にあるのかなというふうに思っております。

それでは、次の質問に移ります。

本年6月から7月にかけては、御存じのとおり大雨で大変被害が各地で発生したわけですが、特に道路ののり面の崩壊や、それから河川護岸が崩れるなど、多くの箇所でも被害が発生し、また台風9号、10号では多くの箇所でも倒木等が発生するなどしたわけですが、あわせて町では、この台風9号、10号においては、やはり避難所の開設、又は、風水害による被害箇所の初期復旧作業、そういったことで関係部署の職員の方が中心となり、通常の業務以外に早朝より対応されたということで、これについては深く感謝を申し上げたいと思います。

そこで、豪雨被害、それから台風被害を踏まえて、本来の質問に入りますが、被害箇所の初期復旧作業ですね、これについてどのような見解をお持ちかということでございますけれども、例えば、倒木等の撤去作業にはチェーンソー、これを使う場合が多いわけですが、場所がらやはり足場が悪いということで、日頃からチェーンソーを使い慣れていない職員の方が使いますと、けがをすることも考えられます。また、効率的にも能率が上がらないだろうなというふう

に思っております。

例えば、簡単な草刈りの刈払い、これの使用にあたっては、講習を受けた後に公務作業に携わっているわけですね。チェーンソーなんかはほとんどの方が講習を受けてない方だろうと思います。

そういったことで、被害箇所の現地確認、これについてはやはり職員の方が行わなければなりませんけども、やはり職員は勤務時間内に本来すべき事務などができる、そして、残業をしなくても済むような状況にするためには、やはりその現地の確認以降についての復旧作業については、やはり専門業者、そういったところに依頼すべきではないかというふうに思っております。

例えて申し上げますと、今、森林、林道の倒木処理に産業経済課の職員で対応されていたようでもありますけども、なかなか、はかどらないということで、最終的には森林組合にお願いをして、短期間で終わったというようなことを伺っております。

そういうことで、それとあわせまして、台風10号のときには、やはり報道関係もいろいろ言っておったわけですが、そういった関連もありまして、消防団も警戒のために昼夜詰所に待機されていたわけですが、強風域から抜けた午前6時過ぎからですかね、町道の倒木について、通行に支障がない程度の応急的な撤去作業をしていただいております。やはり今後は自然災害での職員での初期復旧作業については、見直すべきではないかというような考えをいたしております。

佐々町は、佐々町建設協会と大規模災害における支援活動に関する協定書を締結されております。役場職員が本来すべき仕事を選別することによって、職員の負担軽減が図られるんじゃないかと。そういったことで、今日までやはり慣例化してきた災害時の初期対応を見直すことに、どのような考えをお持ちか、お伺いしておきたいと思っております。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、平田議員さんがおっしゃったように、風水害による初期復旧事業として、大雨によります増水とか土のうの設置、それから台風後の倒木処理を行っているわけですが、災害の規模によりまして、やはり膨大な復旧事業には人員を要するということになるわけですが、

やはりこのために事務職員のほうも、そこらで対応しているのかなとは思いますが、やはりこの町において大規模な災害発生時における支援活動の協力といいますか、協定というのを、やはり民間事業者と行っておりまして、やはり専門的な業者の専門的な技術って申しますか、それから知識とか、やはり先ほど申されましたように、機材の扱い方なんか活用していただきながら、やはり災害支援活動を行っていただいておるわけですが、

近年のいろいろな支援事業といまして、令和元年8月の豪雨災害にも、やはり橋の堆積物の状況とか、それから増破の対策の中の養生などは、また令和2年9月の台風被害による災害にも、公営住宅の屋根の飛散物の処理とか、それから高所倒木の撤去とか、大木の除去なども行っていただいたところでございます。

そのほかの物資の提供とか情報発信、避難施設の使用などについては、民間事業者の方と、それから災害時の応援協定を行いながら、災害時の災害体制を整えているところでございまして、特に本町のような小さな自治体の規模では、職員の人員体制というのも限界があるわけですが、やはり災害発生時に民間事業者と協定を結びながら連携をしてやっていかなければならないと考えています。

やはり職員の方たちにも、やはりちょっと道を片づけてもらうとか、そういうことをちょっとするかも分からないわけでございますけど、やはり専門的なものはやはり専門的な業者に任せていただいて、注意といいますか、やはり危険なことがないように我々も注意しながらやっていきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

8番。

8 番（平田 康範 君）

それでは、時間があまりないようですので、次の質問に入ります。

次は、夜間役場開所の見直しということでお伺いをいたします。

現在、毎週金曜日に夜間役場が開所されていますけども、発足当時は、やはり仕事や家庭の都合などで金融機関などへの税金等を納めに行く時間がない方や、それから役場の開所時間に来訪できないといった方々に対応するため、住民サービスの向上ということで取り組みされたかと思うんですが、やはり今日においては、コンビニでの納付もできることとなっています。

また、本年9月議会において、証明書等コンビニ交付システム構築事業費として、1,137万4,000円の繰越明許費が補正計上をされています。年内のシステム改修は完了しないようでありましても、この交付導入スケジュール案では、令和3年10月から運用が開始されるようになっていきます。

1問目でお伺いしましたように、現在の正規と、それから非正規の職員と仕事の量、それからバランスから、時間外勤務の対応、さらには有給休暇取得状況、これについては、あまり改善されていないというふうには捉えておりますけれども、そのようなことから、現状の状態で事業を推し進めると、人手不足となり、職員の負担増になり、結果、夜間残業になっているのが現状ではないかと思っております。

コンビニでの収納は、現在既に運用いたしております。また、各種証明書等の交付についても、令和3年10月から運用が開始される予定でございます。

それからさらに、どうしても来庁して相談が必要な方については、個別の対応でもできるのではないかというふうな考えを持っております。

今日においては、職員の方もコロナ禍の中でありましても、大変苦勞されているというふうには私は見ております。そういったことから、証明書等のコンビニ交付システム、これが運用開始になるまでを町民への周知期間と捉えまして、今一度、慣例化している業務内容を見直し、そして職員の健康を守り、余裕を持った勤務体制になるよう、夜間残業となる夜間役場開所は必要なのか。

それから、また、今日においては新型コロナウイルス感染症予防の観点から、夜間の相談窓口、これを休止されている自治体も現にございます。そういったことから、新型コロナウイルス感染症対策の観点からも、この夜間役場開所、これが本当に必要なのか、今一度見直す必要があると思うんですが、見解をお伺いをいたします。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変難しい質問でございます。本町の夜間役場というのが、昭和62年頃からですね、昼間に役場に出かけることができない方への住民サービスということで始めているわけでございます。昨年度の夜間役場の来庁者というのが2,600名でございます。2,600名で税金等の支払い

で出納室に800名が最も多く、あとは住民福祉課の福祉班に520名、住民班に450名、税務課に200名ということになっているところでございます。

コンビニ収納の利用状況としまして、昨年度の普通徴収の納付書支払いが5万440件のうちの9,162件、18.2%がコンビニ収納ということになっておりまして、令和2年4月から10月の割合というのが22.2%ということになっておりますので、利用状況というのはかなり伸びていると考えています。

また、来年10月から先ほど申されましたように、各証明書のコンビニ交付というのが導入するという事としていますが、住民票とか印鑑登録証明書、それから所得証明、課税証明書などがコンビニ交付できるようになりますけど、住民サービスもそういうことで向上は期待されるわけでございます。

ただし、コンビニ交付というのが、マイナンバーカードがやはり必要となりますので、既に導入している他市町村を参考に、本町においてどれくらいの利用されるかが概算で見込みますと、本町のマイナンバーカードの取得率というのが23%ですね、約。コンビニ交付の利用割合というのが、全体でよそのと比較すれば、やはり証明書の発行件数というのは、3%程度ではないかということで、例えば、住民票というのは年間6,600件発行しているわけですが、3%といえれば200件ぐらい、所得証明、課税証明書も年間1,800件発行していますが、大体60件程度になるのではないかと。今のマイナンバーカードからいけばですね、推定されるということでございます。

議員の御質問のとおり、やはり――

議 長（川副 善敬 君）

いやいや、時間がきておりますので、町長、結論のほうは。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

そうですね。職員の時間外の改善とか、またコロナの感染症の予防の観点から、夜間役場の開所については、十分に検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

8番。

8 番（平田 康範 君）

すいません。もう時間がございませんので、簡単に終わりたいと思います。最後の質問です。今の夜間役場開所については、今後いろいろな数字を検討して、最終的に結論を出されると思います。

しかし、最終的に夜間役場開所については、今後も続けるんだということでなった場合を捉えて、ちょっと伺っておきたいと思うんですが、現在水曜日がノー残業の日ですね。そして、金曜日が夜間役場開所となっております。

これを、曜日をもし夜間役場開所を続けるとあれば入れ替えるですね、ノー残業日を週末の金曜日にすると、そして、夜間役場を水曜日にするということにすれば、職員の皆さんもやはり翌日のことを考えることなく、やはり職員間の交流も深まりまして、お互いの仕事も理解でき、そういったことでコミュニケーションがとれ、明るい職場環境になるのではないかと考えております。

これにつきましては、やはり職員組合の理解、これが必要であるわけですが、この夜間役場

の開所日を水曜日、それからノー残業の日を金曜日に変えるということについては、どのようにお考えでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）

それについては、結論はできんでしょう。検討するっていう形。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

職員の労働環境という改善につながるということでございますけど、やはり住民の皆様の意見というの、やはり大切でございますので、やはり住民サービスが低下しないような確認した上ということで、やはり職員組合の皆さん方ともお話をしながら、見直しについては検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

よろしいですか。はい。  
これで、以上で8番、平田康範議員の一般質問を終わります。  
昼食休憩をいたします。1時までです。よろしくお願ひします。  
しばらく休憩します。

（11時58分 休憩）

（13時00分 再開）

— 日程第6 一般質問（長谷川忠 議員） —

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に、一問一答方式により、4番、長谷川忠議員の発言を許可します。  
4番。

4 番（長谷川 忠 君）

議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。  
通告書に基づきながら、質問したいと思います。  
まず、1つ目、佐々小学校、清峰高校周辺の防犯灯設置について、ちょっとお伺いしたいと思います。  
四季を通じて、冬場の夕暮れどきの早さには身の寒さにも一段と拍車がかかります。そのような中での佐々小学校、清峰高校の周辺は、かなり暗さが見受けられます。特に、小春橋から古川橋までの河川敷歩道は、下校時には大変暗く、一人で歩くには恐怖心さえ覚えるような状況です。これを回避するには、防犯灯の設置が必要不可欠と考えておりますけど、町としてはどのようにお考えでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

佐々小学校、清峰高校の周辺の防犯灯につきましては、後をもって教育長のほうからもお話



があると思いますけど、私、防犯灯の全体的な町の考え方ということで、お話をまずさせていただきたいと思っております。

この防犯灯の設備の背景といいますか、これは昭和30年の時代に入りまして、戦後の混乱があった後を引きながら、夜の街が依然として暗いということで、女性とか子どもたちが安心して歩けるような状態ではなかったということをお聞きしておりまして、そこで政府が夜間における犯罪防止とか、それから公衆の安全を図るという目的で、昭和36年に防犯灯等の整備交付要綱というのを閣議決定しておりまして、全国的に防犯灯が盛んに設置されるようになったということでございます。

この中で市町村は防犯灯等を設置するものに対しまして、その設置費用の一部を補助することとなっております。それから、一般民間人等の負担において、その維持管理にあたっている防犯灯については、努めてその維持管理に要する費用を負担するように措置することになっておりまして、本町におきましても、平成23年に佐々町の町内会防犯灯の設置事業費補助金交付要綱と、それから佐々町の町内会防犯灯、電灯料の補助金の交付要綱というのを制定しておりまして、町内会が管理する防犯灯の設置や維持の費用については、補助を今出している状況でございます。

設置事業につきましては、町内会の判断により、公衆用道路において防犯灯の外灯の照明が必要である場所に、設置にかかる費用の5割ですね、50%を今補助している状況でございます。

電灯料につきましては、制定から平成29年度まで、全ての防犯灯の補助率を50%にしておりましたが、平成30年度からは補助率をLEDの防犯灯には100%、そのほかの防犯灯には50%ということで改正をしております、LEDの防犯灯というのは、御存じのように、電灯が長寿命化することとか、それから電灯料が安価にするということで、約2分の1に抑えられているということで、そういうことで改正をして、LEDの防犯灯というのは、電灯料の費用全額が町の補助対象になるということとか、球切れの交換が頻繁に発生しないということで、町内会の財政負担も軽減されるということで、町としましてもLEDの防犯灯への切替えというのを促進しているわけでございます。

議員がおっしゃっているとおり、暗い夜道というのは住民の方に対しまして、犯罪の遭遇の不安感を与えているということもありません。やっぱり町内のいたるところに防犯灯を設置することによりまして、やはり夜間にも安心して歩行できるような安全対策というのを、安全安心のまちづくりというのを、これも我々としましては必要だと考えておりまして、町としましても、住民の方からの要望を受けた際には、町内会に設置していただけるようお願いをしたいと、町としては考えていますので、今の要綱でそういうことで、町としては町内会をお願いしてやりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**議 長（川副 善敬 君）**  
教育長。

**教 育 長（黒川 雅孝 君）**

議員御指摘の佐々小学校、清峰高校横の河川道路についてでございますけれども、防犯灯の設置については制度上の難しさというのがあるようですけれども、佐々小学校には夜間の校地への出入りに危険性があるということで、平成31年に校門付近に外灯を1基設置しております。多少、暗さの解消に役立つのかというふうにも思っております。

また、清峰高校から古川橋にかけての河川歩道については、12月7日、12月11日、4時半から6時半ぐらいまでに、現地で確認を行いました。暗くなってからの小学生の歩行はございませんでした。大体6時35分ぐらいに暗くなるという感じでございます。中学生は、自転車の生徒が七、八人、徒歩の生徒が三、四人といった状態でございます。6時10分以降、小中

学生の通行はございませんでした。大体人通りが途絶えるというような状態でございました。また、車の通行も思ったよりはあったなというふうに思っております。

この時間帯でございましたら、清峰高校では部活動が行われておりまして、浄水場のところの外灯、並びに野球部、ハンドボール部のナイター照明がありますので、真っ暗と、暗いのは暗いですが、全く見えないという状況ではございませんでした。私も通ってみて確認をしたところでございます。付近の通学路には河川敷歩道と並行してある町道神田線もございますけれど、こちらにも交通量が多く物陰も多いということで、決して安全ではない状況でもございます。

校長会でも協議をしたいと思いますが、夕暮れが早いこの時期は河川敷道路に限らず、町内あちこちに暗いところもございます。それも含めて、下校時には十分注意して複数で下校すること、防犯ブザーを必ず携帯すること、部活動が終わったら急ぎ下校すること等の指導を徹底していきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

御指摘のように、小学校のほうですか、下校時はまだ明るい時間帯ということで、小学生のほうはよろしいんですけど、今おっしゃった清峰高校側の河川敷ですね、あそこが部活動やっていたらグラウンドの照明がすごく明々について、そしてちょっとおっしゃった浄水場ですか、あそこにありますよね。私が見たときは、浄水場に3基白いポール状のやつがあったようなんですよね。でも、1基は門柱のところが悪れちゃって2基だけが、そういうときは、僕が見たときはついてなかったんですよ。ごく最近、ついてるんですよ。だから、あれがあれば、結局、やっぱり町内会のあそこは栗林ですか、野寄ですか、ちょっと境界が僕もちょっとよく分かりませんが、あそこの住民の方たちが結局、防犯灯が欲しいとか、そういう申請はなさったんですか。今までなかったんですか、経緯は。あそこが暗いからとかいって。その経緯は、今まで全然町のほうにはお話はなかったんですか。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

先ほど御指摘の場所の要望の点でございますけど、地区の方から担当のほうで、以前、要望のほうがあったと伺っております。それにつきまして、町内会にも一応お伝えはしたということ聞いております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

そうやって、町内会のほうからも暗いと。大体、お子さんたちが通らない時間帯は要らないからというそういう考えじゃなくて、やっぱりどうしても暗い、そこで浄水場の明かりがあれば、3基あるから、あれをちょっと一つメンテナンス、壊れているから、そこをちょっと常時

夕暮れどきはつけていただけるようなら、あえて街路灯の必要性もないかと思えます、確かに。でも、やっぱり地域によっては、やっぱりその防犯灯、それがどうしても必要、さっきは町長もおっしゃったように、もう昭和の時代から、戦後復興を願ったときから、やっぱ防犯灯の重要性ということは、今まで重視されてきています。だから、そのことに関しては分かるんですけど、またもう一つ付け加えて言わせていただければ、口石小学校、あそこのところも暗いですよね。あそこのグラウンド、口石小学校のグラウンド裏ですか、あの周辺、あそこからは防犯灯がないんですよ。あそこのアパートが、ちょっと角っこにあるところに防犯灯が1個ありますけど、その田んぼというか、あそこのメロディー橋から口石小学校に向かう途中、メロディー橋には水銀灯の大きいやつが、それと高速道、西九州の高速道のインターの近くにはオレンジ色の、結局濃霧がかかったときに分かるようなあれがぼんぼんぼんとあって明るいんですけど、その歩道上、メロディー橋から結局口石小学校に左にちょっと入るじゃないですか、そのところがもう暗いですよね。

だから、やっぱり先ほど教育長がおっしゃったように、小学生は5時半から6時くらいになると、もう夕暮れどきはもう通行していないと、そうおっしゃるけど、中学生とか、高校生なんか、やっぱり通りますよね、やっぱあそこをね。そして、普通の方も通られるんですよ。だから、あそこの電柱が四、五本並んでいますけど、あそこにも本当は欲しいんですよ。だから、町内会の方は何もあそこのことはおっしゃっていませんか、今のところ。申請は出していらっしやらないんですか。あそこは口石ですか、四ツ井樋ですか、どういうふうになるんですかね、あそこは。

やっぱりあくまでも申請があつてからじゃないと、やっぱり町としては予算面でもバックアップする50%、LEDだったらなさるとおっしゃっていましたが、設置のときも結局、ポールを建てずに今既存の電柱に対しての付ける分は意外と安いんでしょう。額面が。ちょっとお聞きしたところ、二、三万でできるとか聞いていますし、だから、ポールを建ててやると七、八万かかるということのお話も聞いています。だから、そうなると大変だから、あそこは電柱が四、五本ありますので、あれに2個ぐらい付けていただいたら、随分明るくなって、環境も良くなるじゃないやろうかと思うんですけどね。いかがなものでしょう。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

言っているように、町内会で設置していただけるようにというお願いはしなければならぬわけですね。これは、議員も御存じのとおり、町内会の防犯灯の設置事業の補助金要綱というのをつくっておりますので、その要綱で、例えば、今のお話があるところは多分境界辺なんですよ、全部。四ツ井樋とか口石とか、ずっと境界辺で、どちらの町内会も、電気代が多分半分は持たなきゃいけないわけですね。電気代の半分を。だからそこら辺の、いや、これはうちとか取り合いがなっていると思いますので、そこら辺はよく我々も調整をしながら、やはり皆さん方にもこう、やはり防犯上は大変必要なところもたくさんあるわけでございます。そういうことで、これはよく協議をさせていただいて、やはり町内会とも話し合いをさせていただいて、どうするのかというのは考えさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）  
4番。

4 番（長谷川 忠 君）

今、先ほどのお話では、結局LEDになったから全額負担しているっていうあれじゃなかったんですか、防犯灯に関しては。1年間まとめて、町が払った分をまたお支払いするという形じゃないんですか。（町長「LED設置。」）いや、設置じゃなくて、電気代です。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すみません、先ほど答弁のほうで町長のほうがお答えしましたとおり、防犯灯の設置につきましては、2分の1の補助で、維持管理、いわゆる電灯料金の支払いにつきましては、LEDについては100%町のほうが持っておりますけど、それ以外の灯がまだ残っておりますね、その部分については2分の1ということで、今補助を行っているところでございます。

議 長（川副 善敬 君）

4番。

4 番（長谷川 忠 君）

そうやって、各町内会が申請を足止めされるともあるのではなかろうかと思うんですよ。どうしてかという、やっぱりどうしても町内会の負担になるので、やっぱり自治体でも町内会の世帯数が多いとか、そうやって個数が多いところはほら、予算も持っているじゃないですか、会計の。だから、どうしても防犯灯施設を諦めていらっしゃるところがあるのではなかろうか。そういう自治体があるのならば、町として小さい自治体でも、そこが暗ければやっぱりどんどん人が離れていくじゃないですか。やっぱりどうしても明るいところに、人って住みたいじゃないですか、やっぱり。安心安全な場所に。

だから、そういうところはやっぱり過疎が生まれるから、極力防犯灯というのは自治体のほうから問いかけがなくても、町のほうから、ここは暗いという話があれば、半額じゃなくてもそこは考慮して、町内会の大きさにも応じて、大きい町内会だったら予算もたくさん持っていらっしゃるでしょうけど、小さい戸数の少ないところなんかは、やっぱり予算がないじゃないですか。そこでまたお金が発生しては大変だということで、諦めていらっしゃる地区があるんじゃないでしょうか。やっぱりだから、町のほうで何とかそのところは加味してあげて、予算を少し組んであげるとか、そこはどんなものでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それは私たちもそれ意味よく分かるんですけど、やはり今の要綱では、町内会のほうでそういう2分の1と。それから、LEDの場合は、電気代は全部町が負担するわけですね。値段が安いから、値段というか、電気料が安くなりますのでですね。だから、そういう要綱がありますので、小さい町内会、大きい町内会がこうということはちょっとなかなか厳しいわけですね。だからこれを、要綱をどうするのかというのを考えながら、やはり協議をさせていただきたいと。中身をどうするのかと。やはり、長谷川議員さんがおっしゃるように、私もやっぱり境目とかなんか暗いところがたくさんあるとは分かっています。ただ、どこでこう、やはり電気代とか何か負担しなきゃならないものですから、自分たちの町内会も困るともあるわ

けですね。だから、そこをどうするのかというのは、やはり今後やっぱり協議をさせていただきたいし、町内会との話し合いもさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

どうもありがとうございます。第1問目の防犯灯に関しては、少し考えをしていただくということで、よろしくお願いします。

では、2問目にまいらせていただきます。

その前に、まず新型コロナウイルス感染の医療関係従事者に日々の医療に対し、リスクがある中の働きに、心より謝意を申し上げます。

そこで、コロナに関してのお話です。全国的に、第3波の新型コロナウイルス感染者の増加傾向に本町のお考えはということで問いただしています。連日のニュースストップでして、新型コロナウイルス感染者増加の報道がなされています。本町も現時点において追加支援策により、第2次プレミアム商品券を発行、臨時議会にて審議、補正予算として可決されました。

しかしながら、今後も寒気を迎え、ウイルス感染者増加傾向による歯止めがかからない現状の中、本町としての追加支援策のお考えはいかがなものでしょうか。町長。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、議員がおっしゃいますように、寒くなりまして、日本全国で新型コロナウイルスの初期感染といいますか、新規感染者が大変増加しているということで、我々も憂慮しているところでございまして、長崎県においても11月に入り、毎週のように新規感染者が確認されているという状況でございます。

本町は、幸いなことに今感染者が出ていませんけど、町民の皆様には新型コロナウイルス感染症の、かなり恐れることはなく、マスクの着用とか手指の消毒とか3密の回避などの新しい生活様式によりまして、感染予防策を徹底しながら、社会経済活動に限り取組をいただきますようお願いをしたいと考えているところでございます。また、仮に感染者が町内で発生したこととしても、不当な差別偏見とか、いじめ等が生じないような、重ねてお願いしたいと思っております。

さて、御質問の追加支援についてが御質問でございますけど、これまで本町の新型コロナウイルスの感染症対策の経済支援策としまして、飲食店の事業者への緊急支援給付金事業と、それから中小企業の緊急金融対策利子補給補助金の事業、それから中小企業の振興資金、保証料補助金事業、それから事業者の支援給付金事業、それからプレミアム付商品事業というのを行ってきたわけでございまして、またプレミアム付きの商品事業につきましては、商品券事業につきましては、11月の臨時議会において、町内の経済活動の回復が必要ということから、町内事業者と住民との経済支援につながる施策として、今月の12日より1セット10枚、1人10セットまでの購入ができる2次販売を開始しておるところでございまして、先ほど申しましたような成果が出ているということで思っております。

今、長谷川議員がおっしゃいましたように、今後の追加の支援策につきましては、議員さんからの提案も参考にしながら、町民の生活を守る、それから、事業所の皆さんを支えるために

は必要な追加支援策については、国と県との動向をやはり注視しながら、機を逃すことのないように迅速かつ臨機応変に実施しながら、いかなければならないと考えておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。具体的なものがあれば、また各課長のほうにも答弁をさせますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

この追加支援につきましたは、9月の定例議会でも私のほうから、やっぱり医療現場が逼迫していますので、本町は今のところ感染者がゼロということではありますが、どうしても医療関係がやっぱり重視されるじゃないですか。そこにおいて、やっぱり医療に対して、従事者に対して、9月のあれでちょっとお話したんですけど、それはもう今の中、現状では、予防のために結局マスクとかそういう支援策、手袋とかそういうフェースシールドとか、かれこれの追加物資をやっているということで、実際に8月ですか、追加支援策でやっておられますが、その今の医療現場には第2次的な感じで、もうあれから3か月も4か月もたちますので、そういう支援物資として町のほうから提供はなさっていないんですか、今現時点では。もうあれだけで終わったんですか。

議 長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

追加といいますか、前回の議会のときにお話しておりました分で、まだ調達できていないもの等々もございましたので、その辺は調達でき次第、医療機関のほうにはもう配布を全て、その後に完了をしております。その後に、また補正予算で追加をさせていただいた分につきましては、医療機関のほうにお尋ねをしましたところ、今のところまだ緊急に必要ということではないということですので、まだ調達できていない分もありますが、町のほうでストックをして、必要になったときにすぐお配りできるようにというふうな体制でやっているところでございます。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）

4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

ちょっと安心しました。やっぱりそうやって支援が逐一重視なされながら行われているということをよく分かりました。しかしながら、このインフルエンザワクチンの接種なんかには、今度対象者も引き下げて、医療関係には町のほうもどんどん推進してやっていらっしゃると思いますが、今一番懸念されるのが、PCR検査ですね。そのPCR検査を、町として、医療費補助金制度などの考えはありますか。いかがなものでしょう。

議 長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

**保険環境課長（安達 伸男 君）**

医療費補助金といいますと、PCR検査の費用について補助金をという御質問と捉えてよろしいでしょうか。

これに関しましては、PCR検査というのはそもそも、今のところですね、保健所ですとか、かかりつけ医から判断がなされた場合というのが、基本的に行政検査としてのPCR検査の対象ということになっております。その場合、行政検査の場合は、個人負担はかかりませんので、その分についてではなくて、恐らくおっしゃっているのは自由診療によるPCR検査に対する補助金ということではあるのではないかと思います。自由診療というところになりますと、長崎県内では長崎大学病院ですね、こちらが自由診療でPCR検査をできますということで、公式にホームページ等々で宣伝といいますか、周知をなさっておられます。それ以外の医療機関については、もう1か所、長崎市内に、個人医療機関であるようですけども、それ以外では発表といいますか、積極的にPCR検査、希望者の自由診療としてのPCR検査をなさっているところがないという状況でございます。

そこに対して、先日、この自由診療のPCR検査につきまして、ちょっと問題点といいますか、東京都の小池都知事もちょっとおっしゃっていた部分につながるんですが、自由診療の場合は、陰性の場合の陰性証明書の発行はなさいますけども、陽性が出たときに、町はもちろんですけども、県のほうで全く情報がつかめなくて、連絡をいただかなければ、結局のところ検査した意味といいますか、もしかするとそこを連絡をいただかなくて、隠されてしまうと――

**議 長（川副 善敬 君）**

ちょっと休憩します。よかですか。

しばらく休憩します。

（13時29分 休憩）

（13時30分 再開）

**議 長（川副 善敬 君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

簡略に。

保険環境課長。

**保険環境課長（安達 伸男 君）**

そうしましたら、今のところ、自由診療を受けられる方に対する補助というのは考えておりません。

以上でございます。

**議 長（川副 善敬 君）**

4番。

**4 番（長谷川 忠 君）**

すいません、確かにPCRとは書いておりませんでした。結局、どうしてもコロナに関してはPCRがつきものだから、関連事業として僕はちょっとお話をしたかったので言いました。確かに、PCR検査に関しては、2番議員が詳細をお聞きになると思います。でも、私もちょっと気になったものですから、せっかくの持ち時間がありますので、ちょっとお尋ねしたかつ

たなと思ったんですけど。

議 長（川副 善敬 君）

だから、お互いの議員の質問の要旨は尊重して、そうしてください。お願いします。  
4番。

4 番（長谷川 忠 君）

はい。こう言われると続けられないので、もう一つだけよろしいですか。議長、すいません。

議 長（川副 善敬 君）

4番。

4 番（長谷川 忠 君）

今、PCR検査のことで僕がちょっと質問事項に書いてなかったからちょっとクレームがつかまりましたけど、今度来春は成人式が5日の日にあるじゃないですか、1月5日。そのときにやっぱり県外に出ている大学生とか、就職なさっている方、その方たちが文化会館のほうでお祝いを、町のほうからしてあげるという形になっていますけど、果たしてそのときに県外から帰ってくる、今これだけコロナが発生していますので、そのときにPCR検査はどういう形で、したほうが、されるかされないのか、無料でというか、制度的に町としてできるのかできないのかことは考えていらっしゃるかなと思って、最後にこれをお尋ねして終わりたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

成人式の開催については、現在のところ予定どおり開催というふうを考えておりますけれど、今後の感染症の推移について注視していきながら判断したいと思っております。なお、12月7日の時点で佐々町成人式についての御案内を新成人のほうにはお出ししております。その中に留意事項として、発熱等の感染の疑いがある場合は、御参加を御遠慮ください。また、各自治体、居住する自治体からの要請、外出自粛であるとか、それには従ってくださいといった注意事項は書いておりますけれど、PCR検査を必ず受けてということは、現在のPCR検査自体の体制上難しいということで記載はしておりません。

なお、近日中に昨日か、一昨日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室のほうから、新年会とか成人式についてのお願い、提言がなされておりますので、この提言事項を踏まえて、新成人のほうには参加する場合はこういうことを御注意していただきたいということを郵送したい、また、佐々町の対策が町民に配られますので、そのことも添付して配りたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

よかですか。

以上で、4番、長谷川忠議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。



(13時34分 休憩)

(13時45分 再開)

— 日程第6 一般質問（浜野亘 議員） —

議長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、2番、浜野亘議員の発言を許可します。

2番。

2 番（浜野 亘 君）

皆さん、こんにちは。2番、浜野亘です。議長の許可をいただきましたので、通告一覧表のとおり、2つの項目についてお尋ねをしたいと思います。

私は、佐々町をもっとよか町にするため、質問と提案等をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

国内では、今年の1月に感染が確認されてから、4月、8月、11月と感染拡大した新型コロナウイルスですが、町民皆様並びに職員や町内勤務者の方々がマスク着用し、3密を避けるなど感染防止に鋭意努力をされておられますことに、感謝を申し上げます。ありがとうございます。これからも感染防止対策をよろしくお願ひしたいと思います。

さて、全世界での感染者数は7,100万人を超え、死亡者数は160万人を超えました。国内の状況にあっては、1日の感染者数は連日2,000人を超えています。北海道の病院では、患者数が急増したり、病院内でのクラスターが発生したりで、自衛隊が派遣される非常事態になっております。また、全国各地にPCR検査センターができてきているものの、県内においては希望しても簡単に検査できない事情があるようです。

私は、専門家ではありませんが、先週の10日に恐れていたことが長崎市で起きてしまいました。それは、13人のクラスターとなった接待を伴う飲食店での感染者のことです。その関連で別のクラスターが発生いたしました。内容は30代の方が11月29日に発症し、その後、病院を受診して新型コロナウイルス感染の検査の結果、12月7日に陽性と診断され、その後、接触者として検査しましたら、飲食店の同僚6人が感染者と判明しました。その後も、従業員との濃厚接触者の陽性が判明して、接触者の検査で別の飲食店でも陽性者が6人出て、クラスターとなりました。いずれも無症状か、軽症者がほとんどで、最初の人に発熱の症状がなかった場合は、さらに広げた可能性があります。

問題は、気の緩みや、29日に38度の熱が出て、受診相談センターに連絡しなかったこと、若い方は無症状、又は、軽症であることでの意識の低さと、簡単にPCR検査が受けられないことなど、結果的に判明するまでに時間が経過したことにあると思います。

前置きが長くなりましたが、質問です。

1番目、新型コロナのPCR検査の医療機関名と検査についてお尋ねします。

新型コロナの感染が再拡大し、第三波の感染の始まりが不透明な状況です。長崎県でも毎日のように陽性者が出ており、今後が心配です。新聞ではPCR検査センターは約2,000円の個人負担で、長崎市、諫早市、大村市、佐世保市に1か所ずつあるとのことでした。そのほかに、8つのドライブスルー方式で採取ができるようです。しかし、県や医療機関が予約した人しか検査できません。これからは、県外の方との接触が増えると思いますので、公表されておれば少しは落ち着いて対応ができると思いますので、お教えいただければと思います。

以前は、県北保健所が相談窓口となっていました。受診相談センター、又は、かかりつけ医に相談するように変わったかと思ひます。1日でも早く対策をうてば、濃厚接触の対象者が

減り、人にうつさないで済みますので、感染が疑わしい場合はどのようにすればよいのかお教えてください。また、県内においてのPCR検査の費用について、個人負担額はお幾らかお尋ねをしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

なかなか難しい質問で、私たちも一遍通りしかちょっとなかなか言えないわけでございますけど、発熱者の相談体制というのが、先ほど申しましたように、議員も御承知のとおり、各保健所に帰国者の接触者相談センターを通して相談窓口が設置されていたわけでございますけど、11月からは県で1か所に集約されまして、受診相談センターというのが設置されているわけでございます。

発熱などの症状がある場合は、まずは先ほど委員が申されましたように、かかりつけ医に御相談をして、電話などで相談しながら、またかかりつけ医がない場合は、夜間等休日に受診可能な医療機関に、探している場合には、受診の相談センターに相談をする体制と、今なっているわけございまして、このセンターは土曜、日曜、祝日を含む24時間、県内各全域からの相談に対して、診療とか検査医療機関を紹介しているというわけでございますけど、発熱等の症状がある方に対して、対応している診療検査機関については、一部の医療機関への殺到、混雑が予想される。それから、風評被害の防止のために、公表はされていないという状況でございます。

したがって、症状等がある場合は相談者への診療とか、検査医療機関の紹介は受診相談センターと、それから県立の保健所が対応するということになっているということなのでございまして、感染が疑わしい場合はかかりつけ医、又は受診相談センターへ御相談をしていただくということに今はなっているようでございます。

PCR検査については、行政検査としまして、感染症の指定医療機関で行うものと、県と県の医師会の集合契約によりまして対応している医療機関で行うものと、その中で、県が指定しました診療検査医療機関が行うものとありまして、これには自己負担がない行政検査ということになっているわけでございます。

一方で、無症状の方々の対象とした検査というのが、自由診療と位置付けになっておりまして、保険診療でない、全額自己負担による検査を行う医療機関という検査機関があるようでございます。検査費用につきましては、2万円弱から3万円程度かかるようでございますけど、県外の医療機関では数千円で済むというお話もお聞きしておりまして、自由診療であるため、医療機関とか検査機関によって金額の設定が異なるのではないかと考えています。

県内におきまして、長崎大学病院において無症状の方に対しまして、全額自己負担によるPCR検査を行っていることが、ホームページでも公表をされておりまして、無症状の方から県立保健所への問合せがあった場合は、全額自己負担であることを説明の上、長崎大学病院の情報を提供しているということをお聞きしております。自由診療によるPCR検査につきましては、県への届出の義務というのがないために、長崎大学病院以外で検査を実施している医療機関があるかどうかというのは、情報というのが県では持ち合わせていないということでございます。

また、これから冬本番を迎えるわけございまして、風やインフルエンザなどの症状がよく似た病気が増えているわけでございます。発熱等の症状がある場合は、早目にかかりつけ医、又は、受診相談センターに電話相談の上に、指示に従って検診していただくように、町民の皆様には周知するように努めていきたいと考えているわけでございます。

また、町民の皆様には基本的な感染予防対策としまして、手洗い、マスクの着用に加えまして、3密の回避に取り組んでいただいているところでございますけど、特に年末年始における飲酒を伴う懇親会、大人数とか長時間に及ぶ会食、マスクなしの会話など、感染リスクが高まる場合に注意をしていただいて、一人一人が継続して感染予防に取り組んでいただければと考えているところでございます。

町で把握した検査機関というのが別にあるのは、長崎国際大学ですね。お話がありましたように、周知はしていないわけでございますけど、大体、検査料金が1万7,600円ということでは調べておるところでございます。とういうことで、どうぞよろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）  
2番。

2 番（浜野 亘 君）

医療機関名は公表していないということで回答がありました。確認ですけども、発熱した場合はもうすぐ分かりやすいですね。受診相談センター、又は、かかりつけ医にすればいい。

では、発熱しない場合について、どのような対策をとればいいのかというところが、一番私が気になっているところです。PCR検査は県がすることで、町には関係ないと思わずに、町民の生命と健康を守る上で考えていただきたいと思います。

新聞やテレビのニュースは、新型コロナ関係が毎日のように報道されており、いろいろと考えさせられ、少し長くなりますが話をしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

民間のPCR検査センターが開設されており、新橋駅前では2,900円で、東京駅前では1,980円など、価格競争があるほど年末年始で長崎に帰省されるだけでなく、長崎から都会への帰省もあります。まず検査ということでしょう。もう予約がいっぱいになっているそうでございます。年内はですね。4月に流行したときからPCR検査体制の強化が言われていたにも関わらず、進んでいない状況で、需要があると見込んで民間がやり始めたと思います。民間は、検査場所もはっきりしているのに、なぜ行政は非公表にするのか分かりません。鼻の粘膜や唾液を採取する場所を教えても、検査は県環境保健研究センター、長崎大学病院や民間の検査会社でしか結果は出ないわけですので素朴な疑問です。

各保健所にありました帰国者接触者相談センターを県内1か所に集約して、受診相談センターにされましたけども、疑いがない方は県総合相談センターへとなっていましたので、電話をかけてみましたら、結果、風邪の症状がない方はかかりつけ医か保健所とのことでしたので、かかりつけ医に電話をしました。結果、症状がない方は保健所へ相談されてみてはどうでしょうかということでした。

そしたら、長崎大学病院か、国際大学では自費、先ほど町長が言われましたように、3万円ほどで検査できるとのことでした、の回答です。会社の経費で検査できるならよいでしょうが、かなり高額な金額ですよ。そこで調べてみましたら、長崎大学病院は税額込みで3万3,000円、長崎国際大学は、学生が3,500円、町長が言われました一般の方は1万7,600円ということでした。質問にあたり、私も電話をかけてみましたらこういう回答でございました。

また、帰宅して4日目以降でないとい検査ができない。先ほど成人式の話がありましたけど、帰省されてすぐ検査しても出ないということでございます。正確な検査結果が出ないということで、つまりは自宅で隔離生活を送らなければうつつ可能性があるということになりませんか。町長の考え、今私が話しましたけど、どんな感じで聞き取られたか、感想を述べていただければと思います。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

私も一つあるのはやはり高齢者ですね、やはり高齢者の方がかかったら一番危ないわけでございます。だから、若い人たちが無症状というのが、熱も出ないと、この方たちのやはり高齢者への接触というのが、我々は、私は一番危惧するわけですね。やはり若い人たちは、ここで言うてあれですけど、やはり重症化がなかなか少ない、率が少ないわけですね。重症化する率が高いのは、やはり既往歴を持っている人とか、やはり今病気になる方、高齢者がそういうことになるわけです。やはりその若い方の接触というのが、一番怖いわけでございますので、やはり無症状でも私は検査をしようとする人たちには、やっていただきたいというのが、一番お願いでございまして、やはり町としましてもそういうことをお願いしたいなということをお私個人としては検査をしていただければと思っています。やはり渡航歴の前後とか、やはり県外からの帰省時とか、いろいろあるわけですね。そういう方たちにやはりPCR検査というのが有効でありますので、私はできれば検査をしていただければなということがお願いでございまして。そういうことです。すみません、よろしく申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）  
2番。

2 番（浜野 亘 君）

なぜ私がこのような質問をするかといいますと、先月上京しまして自宅隔離生活をしたわけです。やはり人にうつしたらいけない。やはり町民の皆さんがそういう気持ちでいらっしゃるので、今は感染者が出ていないと。でも、いつ出るか分からない状況ですよ、今になっては。だから、なんとかPCR検査を簡単に受けられようにできないかなと思って、提案、問題提起をさせていただいているところなんです。

北海道の病院内のクラスターは11月6日に9人の陽性者が出て、約1か月で197人になりました。現在は205人になっております。また、別の病院でも11月21日に29人の陽性者が出て以降、12月10日、3週間で253人になり、きのうまでで286人に陽性者はなっているという状況でございます。

全国各地でクラスターが発生しており、よそ事ではない状況で、佐世保でも8人の、それ以降、百二十何人ですか、検査をしているという、まだ結果が見ておりませんが、また陽性者が増える可能性が十分にあります。

それでは、質問ですけども、五島市では市の12月に予算措置をして、無料でPCR検査ができるようにされますが、65歳以上の方が都会に出張して帰ってきた場合に、PCR検査を受けるには、発熱しないと検査を受けられません。北海道で職員が感染し、1階の窓口を閉鎖しています。市庁舎がですね。不安を解消するためにも検査を受けられるように、町でできないか考えたことはありませんでしょうか。長崎市でも副市長が陽性反応が出られておりますので、やっぱりそういうときには窓口に迷惑をかけたとかかしますので、そういうことを考えられましたどうか意見を聞きたいと思っております。

一昨日の13日に佐賀県基山町では、感染予防の意識を高めるため、町民100人を募集しまして、無料で約15分の抗体検査を実施し、全員陰性で少し安心感を持っていただいたそうです。近くですよ、基山町。例えば、新型コロナウイルス検査センター株式会社では、2,200円で、法人と自治体の実績があります。これはお分かりですか。そういうところ。ソフトバンクの子会社で、利益度外視して検査をして、球団とか各団体のJリーグもそうですけども検査をしている、

そういうところに頼んで、不安がある方は検査ができるようにはできないんでしょうか。お尋ねをしたいと思います。無料で。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

私もPCR検査ができるならやはり検査を受けてもらったほうが一番いいと思います。これはやはり無症状の方がたくさんいらっしゃるわけですし、やはりこれがお年寄りの方にうつる場合もあるわけですね。だから、今、元気な若い人たちが、症状が出ない人もいらっしゃると思うので、町としてはやはりPCR検査をできるだけやられれば、ぜひさせていただければと思っているんですけど、実際的に医師会とか、そういう県とか市、県全体がどう動くのかというのが私にも分かりません。ただ、町としてはやはりPCR検査というのは、大変重要なことだと思っていますし、私も本当やってもらえれば一番いいんです。私も受けたいんですけど、なかなか今の体制ではなかなか厳しいんじゃないかと。

ただ、民間の人が、東京は2,500円とか安いんですね。多分、業者がそのままやって、医師が介在しないと思うんですね。医院のほうが介在しないで、ただセンターで、普通の民間会社がそういうことで黒白黒白と出すだけだと思っています。その後どうするのかというのは、まだちょっと私も聞いていないんですけど、ただ町としまして、基山町の例とか何かあるなら、町として、もし出来れば私もやった方がいいとは思いますが、それをどうするのかっていう今ちょっと、私がやりますこうしますっていうことはちょっとなかなか厳しい、今言うのはですね、できないんじゃないかなと。皆さんと、やはり県とか何かの理解をやっぱりとってやらなきゃなかなか難しいんじゃないかと。まだ医師会の話もありますし、そういうことでやはり、協議をしながらやっていかなきゃならないと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

課長、保険環境課長から現実的に現場の状況はどうなのか、ちょっと補足したほうがよかつちやなかと。そういう場合。

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

今、町長が答弁、御回答差し上げましたとおり、PCR検査そのものというのを町がというのは基本的にはできません。PCR検査そのものは、医療行為という位置付けになっておりますので、お医者さんのもとでということになります。

議員御提案といいますか、おっしゃっていただきましたように、何らかの、民間企業であってもお医者さんがいらっしゃるりとか、そういったところで御協力いただけるというふうなところがあれば、やること自体は可能かと思っています。ただ、具体的にやるやらないも含めて、内部的にも詳しく検討はしておりませんので、ここで町長が申しましたとおり、やるやらないという御回答はできませんので、そこのところは御了承いただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）  
2番。

## 2 番（浜野 亘 君）

私は、県にやってくれっていうお願いの仕方は駄目だと思うんです。佐々町で住民の方のことを考えるんだったら、やりましょうと。先ほど基山町の事例も申し上げましたし、新型コロナウイルス検査センター株式会社のことも申し上げました。ここにおいて、先ほど医療機関から県のほうに通報しない可能性があるということですから、業務委託するときに契約をきちんとすればいいんだと思うんですよね。本人さんには、住民の方には了解をとっていただいて、陽性が出た場合は県に通報しますって、改めて検査を受けてくださいと。そこは無料ですよ、県が今度は検査するときは。そういうやり方ができるんじゃないですかっていうことです。

だから、二、三千円でできるようなシステムを考えていただくように今提案をさせていただいたので、是非とも検討していただきたいというふうに、少しでも安心を持っていただくように、もっと住民の方が意識を高めていただくために、発信すべきことだというふうに思います。

次に、進みたいと思います。2番目に、役場新庁舎の建設にかかる駐車場の確保についてお尋ねをします。

庁舎建設については、同僚議員からも早くから提言されておりました。結果的に幸運にも起債が借りられ、交付税措置がされるということで、期限ぎりぎりの判断でしたが、早く建替えをせず、今まで延期をされてよかったわけですが、これからは完成まで待たなしになりました。

ところで、文化会館を建設するときには、駐車場用地を購入されました。しかし、今では専用駐車場ではなくなりました。ほかの自治体ではないような形態だと思います。佐々町の特色として、町内のどこからでも文化会館前には約10分以内で来ることができます。町内の交通事情を考えると、町民の方の多くは自動車が移動の手段です。施設の利用率を上げるためには、駐車場整備が不可欠だと思っております。そこで、課題を申し上げておかなければ、間近になって考えても方法が限られてきますので、早目に検討を期待して、考える時間にしたいと思います。

庁舎建設において、職員、各種団体、町民のワークショップを実施され、平面図を作り上げていこうとされています。役場裏、文化会館前の駐車場については、役場、文化会館、町民体育館、地域交流センターの利用、中学校の行事や買物など様々な目的で駐車されている。珍しい共用の駐車場です。

この利用が多い駐車場に、新庁舎の建設が始まると、町民の皆様が大変困られると思います。建設には、庁舎と外構で1年ほどかかり、引っ越しして現庁舎の解体がされ、駐車場として利用できるまでに、約2年かかってしまうのではないかと思います。工事は令和4年からなので、まだ先のことだと思いでしょうが、早目に手立てをしておけばよかったと後悔することになると思います。仮駐車場などの検討が進んでいるのか心配ですでお尋ねをします。

## 議 長（川副 善敬 君）

町長。

## 町 長（古庄 剛 君）

今、議員が言われるとおり、今、設計者と協議・検討を行って、早目早目の対応っていうこととお話があります。やはり初めてのことも多いため、多くの方のいろいろなアドバイスを受けながら、課題を見つけて検討しなければならないと思っているところでございまして、さっき御質問の仮駐車場の検討についても、現時点では具体的に進んでいないと思っております。

仮設の計画を立ててみないと分からないわけでございますけど、資材の置き場とか、それか

ら安全性の面から、やはり搬入路とか、国道側になることを考えると、庁舎建設の工事時の役場裏とか、文化会館前の駐車場というのは、大きく利用が制限されると、私どもも考えているところがございます。正面の出入り口につきましての駐車場も、現庁舎の解体時まで利用が制限されないようになってしまわないかと考えているところがございます。

現在の役場裏、文化会館前の駐車場というのは、平日で大体150台程度の駐車がしているところがございます。利用の大半が職員と、それから残りの利用は周辺に勤務される方が利用されているということだと思っております。駐車区画の変更を行えるとすれば、もう少し駐車可能と思っておりますが、やはり閉庁の時間にはほぼ、開庁の時間にはほぼ埋まっている状況ということでございます。

一方で役場の用事のある方は役場裏の、役場の横の状況には関係なく、役場に近い正面入り口の部分ですね、駐車場を利用されているということで、これは34台、それから身体障害者用の2台というのが、36台が止められるということしております。来庁者のピークが3月の申告時期とかなるわけでございます。その時期でも正面の出入り口だけで駐車できないということがあるわけでございます。全体的な苦情というのはないようでございます。

このようなことから、やはり直接の役場の来庁者に御迷惑をかける可能性は低いわけでございます。やはりいろんなイベントがある場合、やはり駐車できる場所が少なくなってしまうということだと思っております。やはり近隣の駐車場をお借りするとか、それから未利用地の町有地を利用するなどをして対応しなければならないのではないかと、私は考えているところがございます。いずれにしましても建設中の駐車場の考え方の整理というのは、早目に検討していただけるように担当課に指示をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

2番。

2番（浜野 亘 君）

具体的に進んでいないということで、そういうふうにして質問しておりますので、時間があるうちに考えておかなければ、もうすることがいっぱいですので、頭が回らなくなるんだろうということ、今申し上げているところでございます。

私が思いますに、住民の皆さんは、建設費が安くして利用しやすい庁舎であればいいと考えられるのが一般的だと思うんです。私は、それに職員にとって機能的な動線計画が必要だと思っています。空調設備、発電やエレベーターなどの電気機械設備、テレビや家具などの備品は多種多様ですので、これは費用対効果との関係だと思っています。ピンからキリまでありますので。

そこで、私は駐車場からの動線計画も大事だと思っております。ややこしくなりますので、今回は役場職員の駐車場については次の段階だと思っておりますので、除外して考えていただきたいと思っております。

問題点を申し上げますと、まず住民の方は今より不便になると、工事期間は許せても完成後は不満を言われるのではないかと心配します。

1つには、毎日のこととして中学校の生徒の送り迎えでの住民総合センター前や、文化会館前の転回広場や待機場所の確保をどのようにされますか。

2つには、文化会館で成人式などのイベント等での駐車場の確保について。今は教育委員会職員がやっているでしょう。大変なことだと思うんです。駐車場確保、イベントのとき。また町民体育館でのスポーツ大会時と地域交流センターでの行事の駐車場はどのようにされますか。対策をしなければ最悪閉館状態になってしまいます。

3つには、中学校での行事、貸切バスの待機や保護者の駐車場、また、消防出初式等の場合

にどのようにされますか。

4つには、新庁舎が完成後は、町民体育館や地域交流センターから駐車場が離れますが、どのように考えられますか。完成後のことだけを考えるのではなく、工事期間中のこともしっかりした計画をお願いしたいと。

というようなことを早目に考えていただくために質問しております。よろしいですか。今、私が行事4つほど問題点を指摘しましたけれども、書き取れましたですか。

**議 長（川副 善敬 君）**  
町長。

**町 長（古庄 剛 君）**

我々としましては、やはり近隣土地が購入というのを借り入れるとか、できればいいんですけど、なかなかやはり費用の面とかも考えれば、厳しいところがあるわけでございまして、できるだけやはり町民の皆さん方の御負担を少なくするというのも考えなければならないということもあります。

確かに今申されましたように、いろいろな学校の送り迎えとか、それからいろいろなこのイベントの開催とか何かで、やはり駐車場が少なく、使えなくなる時があるわけでございます。そのときはどうするのかというのは、やはり今先ほど申しましたように、やはりこの整理の仕方については、担当課に指示をさせなければいけないと思っていますし、確かに今現状の状況を考えれば、役場の裏というのは広くて大変魅力的であるわけでございますけど、その一画には新しい庁舎が建つわけでございます。

しかしながら、役場の駐車場の利用というのも、将来的にはいろいろなコンビニ利用とか何かすれば、減る可能性もあるわけでございますけど、やはりイベントを考えれば、出てくる多くの方が使われるわけでございますので、やはり今後どうするのかというのは少なくとも、現状とあまり変わらないような駐車場の確保というのは、建ててからですけど、確実にやるようにしなければならないんじゃないかと思っておりますし、やはり住民の方に不便をかけないような感じというのもとらなければならないと。

それで、もう一つは、今現在町有地があるわけでございます。幼稚園の跡地とか、いろいろなところがありますので、イベント時にはそこを使用させていただくとかやりながら、やりくりをしながらでも、やはり庁舎建設をやっつけなければならぬと思っていますし、その中身につきましては、今後総務課を中心に、関係課で話し合いをさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

**議 長（川副 善敬 君）**  
2番。

**2 番（浜野 亘 君）**

最後ですね。町長はいつも費用って言われますけど、五、六十年に1回やる事業ですよ。費用がないからできなかったって、住民の方に喜ばれる施設のほうがいいんじゃないかなと思って申し上げているところです。

今の施設は、同時にイベントが開催されたら、もう全然できないわけですよ。そういうことを考えれば、今より良くなれないといけないというところに立って、私は申し上げているわけです。

最後に提案申し上げますので。行政がする場合、地権者の方との交渉は決裁などで、何度でも出向くなど時間がかかります。完成後には立体駐車場の方法もありますが、今から工事完成



までをどのように回していくかを考える必要があります。解決の方法の一案として申し上げますれば、中学校生徒の送り迎えは文化会館前の確保と、元園芸センターがあった場所の鉄骨を撤去して駐車場として活用する方法とか、文化会館や町民体育館の利用者については、近くの適地の地権者の方に相談して、売買又は2年間ほどの借地をお願いするとしてはどうかと思います。

役場の玄関前にも土地がありますけども、町道の横断や会場から少し離れます。無理ならば、次の手段として相談してみてもどうかと思います。先ほど、担当課と言われましたけど、課長会など、経験豊富な職員の知恵を出し合ってはと思います。早ければいろいろと考えられると思いますので、御検討のほどよろしく願いして、私の質問を終わります。

議 長（川副 善敬 君）

以上で、2番、浜野亘議員の一般質問を終わります。  
しばらく休憩をします。

（14時25分 休憩）

（14時35分 再開）

— 日程第6 一般質問（永安文男 議員） —

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、6番、永安文男議員の発言を許可します。

6番。

6 番（永安 文男 君）

6番、永安文男です。議長の許可をいただきましたので、通告書にもとづいて質問をいたします。

まず、はじめに、重要課題に関するその後の検討、対応についてですが、今までの一般質問において検討すると答弁されたことについて、4大事業の関係と、サン・ビレッジさざ横の未使用地活用関係、そのほかに、町内に数ある町有地の活用策、道路計画後の町道整備について、その後の検討結果をお尋ねするものです。

まず、し尿処理前処理施設とクリーンセンターについては、3期目の政策における具体的な取組を町長に質問しましたが、し尿処理は、そのときの答弁どおり地元説明が進められました。事業実施の内容とスケジュールの確認を再度取っておきたいということと、地元説明会の折、環境をよくするために整備を考えてほしいとの要望が地元4町内会長からありましたが、答弁として、地元4町内会長と十分協議を進めていくということでした。その件に関してどうなったのかお尋ねをいたします。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

し尿処理の前処理施設につきましては、議員も御承知のとおり、いろんな面で御迷惑をお掛けして、御協力いただきましてありがとうございました。

下水道事業の整備の一環としまして、整備を今進めているところでございまして、このことにつきましては、地元の説明会というのを平成30年10月に行いまして、翌11月には大分県の白

杵市とそれから津久見市のほうに、地元住民を対象としました先進地視察を行いました。その後、令和2年6月に再度地元の住民の説明会をへまして、地元の住民の方の一定の理解を得たということで考えているところでございます。前処理施設の建設工事にあたりましては、下水道の事業としまして、採択を受けるために、令和2年度に下水道事業の認可変更を終えまして、現在基本設計と実施設計を令和3年度にかけて今実施しているところでございます。

今後につきましては、令和3年から令和5年度の間の3か年間で建設工事を行いまして、令和6年度から供用開始を予定しているところでございます。

クリーンセンターにつきましては、近隣の自治体との短中期的な広域処理というのがなかなかすぐできないところから、やはり施設の長寿命化による補修改修工事を行い、運営をしていくことと今しているところでございまして、これも国の交付金を活用するため、令和元年度に一般廃棄物の処理基本計画の地域計画を策定することによりまして、補助要件を満たし、令和2年度にはその計画に沿った長寿命化計画を今策定中でございます。

今後につきましては、令和3年度に発注支援業務によりまして、仕様書を取りまとめまして、令和4年度から6年度の3か年間で設計及び改修工事を行いまして、令和7年度から供用開始を予定しているところでございまして、この長寿命化の改修によりまして、10年から15年間の問題なく稼働できるものということで考えているところでございまして、その後につきましては、近隣の自治体と広域化に向けて取組をやっていきたいと考えているところでございます。

先ほど話しました、お話がありました地元の同意といいますか、地元の町内会との環境整備につきまして、いろんな話合いを行いました。現状では、各町内会からすぐに、各会の要望といいますか、そういうことで再度今整理している最中でございまして、少しでも地元の住民の方の環境を守る改善っていうのをやるように努力をしなければならないと思っています。

また、これは、水道、四ツ井樋、土手迎、浜迎の4町内会について今調整をさせていただいておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

6番。

6 番（永安 文男 君）

私がお尋ねしたのは、これまで町のほうに要望されていた環境整備の内容を伺って、調整させていただくというような回答だったことが、今、地元の会長さん方から、半年経っているけれども、会長さん方に何の連絡もないというようなことをお聞きしますので、今後どう進めていくのかという考えを聞いておきたいというふうに思います。

それから、今、町長から答弁がありましたし尿処理と、それからクリーンセンターの関係での事業計画等については、事業推進の確認は取れましたので、し尿処理の前処理施設は6年度から供用開始の予定と、それから、クリーンセンターについては、7年度から長寿命化の大規模修繕が終わるというようなことで、確認を取れましたけれども、ちょっとお尋ねなんです、今、し尿処理のほうは、その後どう進めるかということ、それからクリーンセンターは、大規模修繕を進める計画の中で、焼却運転員の不足、それから部材、資材、製品調達が厳しいというような話も聞きましたんで、そういうふうな関係で今後運営に心配することはないかどうかというのを確認しておきたいと思います。今後10年から15年はもう心配ないというような町長からのお話でしたけれども、現実的な問題として、部材の調達、それから焼却運転員は委託ですというような話だったんですけど、その辺を含めて、今後10年から15年の部分について、何か心配することはないかというようなことを懸念するものですから、お尋ねしておきたいと思います。よろしく申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

佐々町のクリーンセンターといいますか、そういうことで、職員の話につきましては、9月の予算の折説明いたしました、今後につきまして、クリーンセンターの長寿命化対策ということで出しておるわけでございますけど、これにつきましては、やはり運転管理委託を検討するとしておりますので、現段階では非正規、正規を問わず職員を新たに配置するわけにはいきませんので、来年以降も同じような考えでやっていきたいと。

それから、修繕等に関して、供用開始から年数が経過しまして、やはり部品の調達というのがなかなか厳しいところもあるわけでございます。これは難しくなっております、特に、機械設備の動作を制御するための基盤というのが製造中止になっておりますので、これにつきましては、今、中古品といいますか、そういうのを探しながら、探して何とか対応しているという状況でございます、焼却施設は、日々のごみ焼却を行わなければなりませんので、今後は、修理が不可能な、又は、修繕に相当な時間を要する故障が発生した場合には、やはり外部へ委託するというのも考えてやっていかなければならないのではないかと、なかなか職員だけの対応というのは難しくなってくるということが思われますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）  
6番。

6 番（永安 文男 君）

いろいろ心配することに関しては、当然クリーンセンター、それから保険環境課がその都度対応していかれると思いますけども、いろいろ議会とも協議を重ねながらやっていかれると思いますので、心配なきように対応方お願いしたいと思います。

それから、次の給食センター整備事業についてでございますが、私、平成28年9月とそれから30年3月の定例会で一般質問をいたしました。老朽化、アレルギー食対応の課題解決を急ぐべきと一般質問しましたが、4大事業の1つと位置付けられてはいますけれども、令和4年度供用開始の計画ということでしたが、遅れています。用地選定を急ぎたいとのことですが、他の候補地の検討はどこまで進んでいるのかをお尋ねしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

現在、先ほどお話がありましたように、新庁舎の建設とそれからごみ処理の長期化事業と、し尿処理の前処理、それから、今言われました給食センターの整備事業ということで、4つの4大事業を先行して取り組んでいるということで、それに並行して新型コロナウイルス感染症が出てきましたので、その対策も緊急的な予算ということで今投じているところでございまして、国からの財政支援の動きをやはり注視しながら、4大事業を含めた財政計画というのは今後整理していかなきゃならないと考えているところでございます。給食センターの建設につきましては、早急に取り組まなければならない事業ということは考えているわけでございますけど、どちらにしましても、4つ並行してやるというのはなかなか財政的に厳しいのではないかと考えております。それから、現在、建設場所についても、今現在、慎重に、今場所について

は検討を進めているところで、今しばらく時間をいただいて、早く決定をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

6 番。

6 番（永安 文男 君）

今、検討中だからしばらく時間をいただきたいということですが、これ私の考えということですが、大変恐縮なんですけれども、これは私だけの思っていることと理解していただきたいと思うんですけれども、上のほうの運動公園のほうの奥のほうに古い便所がそのまま残っている、あの辺の一体に空き地があるというふうに思います。それから、もう一つは、私が常々言っておりますサン・ビレッジの運動公園の北側のほうに、今、町有地があるんですけれども、あれを、お叱りを受けるかも分かりませんが、あの一角に給食センターあたりを持ってくるというようなこと、そういうことなんかも考えてできるんじゃないかというふうに思いますが、その辺はこれからの協議ということを思いますけれども、町長どんなふうに考えますか。

議 長（川副 善敬 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

私どもが、給食センターを建設するにあたって、佐々町学校給食施設整備検討委員会を開催し、その委員会からいただいた、学校給食施設建設基本方針についての答申では、建設費の縮減を考え、施設規模に合う現有の町有地としますとなっているところでございます。これを受けて、北部運動公園が最適地ということで検討を進めたところでございましたけれども、今回北部運動公園を断念したことから、再度答申に従って、全町有地を対象とした検討をしているところでございます。議員御指摘の場所も当然、検討の対象と考えているところでございます。以上です。

議 長（川副 善敬 君）

6 番。

6 番（永安 文男 君）

その市瀬の運動公園のところの検討のときの4つぐらい候補地が出ておったんですけれども、その中には、千本運動公園とか、あと私が今申し上げた、サン・ビレッジの横の北側の土地は入っていなかったと思うんですけど、それも含めて今後検討していくってことで理解してよろしいですか。

議 長（川副 善敬 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

一旦検討の中に、5候補地を選んだわけでございますけれども、私どもの説明不足等がありまして、断念をいたしましたので、再度検討ということで、当然全町有地を候補地と考えて検討を進めているところでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）  
6 番。

6 番（永安 文男 君）

わかりました。今後、検討をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、役場庁舎整備事業については、先に新庁舎建設に関する調査特別委員長からのお尋ねがありましたので、ここでは割愛をさせていただきます。

次に、サン・ビレッジ横の未利用地活用の検討、これについては、検討されたかどうか。平成25年から再三利活用の具体化を、検討を申し入れてきたわけですけれども、総合運動公園を充実させるとして、国交省の補助事業等で模索されましたが、いまだに利活用計画の形さえ見えません。今後どうするんですか。先ほど申し上げた案等も考えて、早く活用を計画していただきたいという地元の意向がありますので、ただそれをそのことに使うかどうかという問題は、今からの協議だと思ひますけれども、そういうところで、サン・ビレッジ横の未利用地の活用はどんどん検討していただきたいと思ひます。そのことに関しては、町長、何かありましたらお願ひします。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

サン・ビレッジの北側の町有地につきましては、議員さんも御存じのとおり、当初はスポーツレクリエーションの施設を含めた住民の憩いの場ということで、公園用地を目的にこれを買収してございまして、総合運動公園とか温浴施設とか、最近ですと官民連携の可能性ですとか、いろいろな様々な検討を行ってきたわけでございまして。

しかしながら、なかなか調整がうまくいかなくて、現在のところ説明ができるような具体的な計画というのは立てておらないわけでございまして。

現在は花火大会とかスポーツイベントの大規模なイベントが行われる際は、駐車場として使用してはいますが、一時的な使用では恐らく、長らくこのような状況が続いてございまして、議員をはじめ地域の皆様方には、大変御不便をおかけしていると思っております。

4,000坪の面積がありますので、佐々インターも近く、大変魅力的な土地でありますので、やはり今後どうするのかというのは、利用計画が定まっていないうちでございまして、利用計画の町有地について、全体的な話の中で検討をしなければならぬのではないかとと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）  
6 番。

6 番（永安 文男 君）

魅力的な土地だからこそ、用地買収を進めてきて、あれだけの土地を確保しているわけですので、早く利活用を検討して、具体化していただきたいというふうに思ひます。

それでは、次に移ります。

町有地の活用、検討関係、町内にある町有地の活用との検討進捗、この間、2年ぐらい前ですか、公有地、公有財産利活用方針というのが出されたところですが、その後の検討経過が私あたりにはわかりません。

ここで利活用の基本方針としては、1つ目に、積極的な民間への売却、次に、民間等への貸

付による有効活用、3つ目に、人口増加となる若者定住策として利用優先の取扱いという3本立ての考え方をしていくというようなお話を伺っております。そういうことで、この協議経過を教えていただきたいと思います。

あと一緒に、ちょっともう最後の6番目まで。

あと、道路整備の問題で、佐々町のまちづくりの視点から、年次的、計画的に道路計画の検討をすべきと一般質問を行ってまいりました。町長からは新たな計画を策定しなければならないと思われているということで、道路網計画がつくられました。この計画の次の展開として、具体的な道路の整備計画は路線ごとの整備計画あたりは、どういうふうにかえられているかということをお伺いしたいと思いますけれども、お願いします。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

町内に点在する町有地の有効活用ということで、検討の進捗状況についてということをお尋ねがあります。未利用の遊休町有地のつきましては、昨年度末に取りまとめました遊休町有地の利活用に関する基本方針というのに基づきまして、先ほど言われましたように、個別に方針を決定して、利活用させていただきたいと考えておまして、その中で、先ほどの御質問にもありましたように、サン・ビレッジさざの北側の町有地をはじめ、いわゆる町なかの町有地としている箇所について優先順位を付けまして、町としましては、外部委員会等を立ち上げながら検討していきたいと考えているところでございまして、いずれにしても、町なかの町有地や未利用地につきましては、全体的な話の中で、やはり町に有利になるような立場で進めてまいらなければならないんじゃないかと考えているところでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それから、道路網の計画策定の具体的な道路の整備についてということで御質問がっております。

昨年度に策定いたしました道路網の整備計画の中で、中央海岸線のバイパス的な路線の検討ということでお話がっております。それから、町内全町道についての重要度と危険度の2つの指標についての数値化をしながら、客観的に整備が必要な優先度を策定しているわけでございます。

しかしながら、道路の整備については、用地の問題とか多額の費用がかかることとなりますので、それらが整理できたものから整備を進める必要があるのではないかと今考えているところでございまして、今回、路線ごとに、今後どのような整備を行う必要があるのかを整理ができましたので、これによって今後整備を進めていきたいと考えているところでございまして、まず、重要度とか危険度を上位に位置付けられている路線について検討を進めながら、整備実現の可能性を探っていかなければならないんじゃないかと、町としては今考えているところでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

6番。

6 番（永安 文男 君）

ありがとうございました。

優先順位をつけて検討をしていかなければいけないというお話でございます。

町有地の利活用に関しては、そういうふうに外部委員会を立ち上げて、いろんな全体的な検

討を加えていくというお話でございました。早くしていただかないと、また検討していくという中で、その後の検討はどうだったかってまたお尋ねしなきゃなりませんので、早めをお願いをしていただきたいと思います。

それから、道路網に関しては、ひとつ現実的な問題として、この前大雨、台風被害とかいろいろ大雨があった中で、県道志方江迎線が水につかったことは御承知と思います。

こういうふうに通行不能となった、そういった折の回避策として、現在ある町道の志方線というのがある。今度、町道認定の関係で、補正の関係で、補正というか、変更の関係で議案として上がってくるようでございますけれども、それは、佐世保鹿町線のほうの設置のほうでしようけれども、あと、この部分のそういう路線が危険度回避するためのやはり生活道路としての優先なんかの認識の中で、そういう対応を考えられないかというふうに思うものですから、その辺のことで町長、どういうふうに、ほかにも生活道路とか防災上の面から検討すべき箇所はたくさんあるというふうに思いますけれども、その分の路線分析等をどのようにお考えかをお尋ねしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

バイパス的な計画のことをお聞きされていると思っているんですけど、やはり道路網整備計画の中で、今交通量というのを調査しているわけですね。その中でも、やはりいろんな方面で迂回路として必要なところがあるわけでございますので、それについてもよく協議をしながら、バイパス的な路線とか、そういうこともやっていかなければならないと思っていますし、全体的な計画の示されました路線について、複数のルートから行かれるといたしますか、そういうのも考えようによっては、路線によっては用地の買収が多く出てくるところもあるわけですね。

だから、そこら辺を、やはり今後十分検討してやっていかなきゃならないと思っていますし、それから、先ほど町道の、言いましたけど、やはり危険なところ、危険度の高いところも路線は別にございます。そのようなところを優先的にやはりやっていかなければならないんじゃないかと思っていますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）  
6番。

6 番（永安 文男 君）

分かりました。危険度とか交通量の問題とか、いろいろ総合的に勘案したときに、果たしてその路線が対象となれるかという問題はあろうかと思っておりますけれども、その辺も含めて。

一つちょっとつけ加えさせていただきますけれども、あの志方、町道志方線のところの通行で、上におられた住人が車ごと落ちていらっしゃるんですね。それで、こういう危ないところにはもう住みたくないって、佐世保のほうに移転されたんですけど、そういう現実的に危険度合いというのものもあるものですから、その辺のことも、職員の皆様はもう承知されて、現場も何回となく足運ばれていると思いますので、そういうことで、そこ辺の検討も加えていただきたいというふうに思います。

それでは、続いて2項目目に入りたいと思いますが、佐々町の将来のまちづくり、第7次総合計画基本構想の策定が進められておりますけれども、その素案の中に、計画に掲げる町の姿にどれだけ近づいたか、その事業がどれくらい貢献したかを評価し、それらを事業の企画や予算に反映していく仕組みの行政評価を取り入れていくとされております。

その狙いとして、4つの観点が上げられておりますが、その中の行政経営では、成果重視の事業推進を行う、また、健全な財政運営では、財政収支の改善を行い、持続可能な行政経営を行いますとありますけれども、どうイメージすればよいか、ちょっと簡単に説明をいただければというふうに思います。

それから、第2期のまち・ひと・しごと創生戦略では、国はSDGsを掲げて取り組んでいますが、本町も新しい時代の流れを力にSDGsを原動力とした地方創生を推進していくというふうに書いてございますが、どのように政策に積み上げていくか、どういうふうを考えておられるかをお尋ねしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

行政評価の導入ということで4つの観点が上げられているということで、第7次の総合計画につきましても、今年度中の策定に向けて今取り組んでいるところでございまして、町民の方々とともに作る総合計画とするために、行政としての説明責任を果たしながら、透明性の向上を図るということで、ますます重要になってきているのではないかと今考えているところでございまして、同時に、多様化する町民ニーズに柔軟に対応できるように、行政の資源の最大限に、効果的に、効率的に活用するために、行政運営が求められていると今考えているところでございます。

行政が何をどれだけ行うのかだけではなくて、計画に掲げる町の姿にどれくらい近づいたのか、それぞれの事業がどれくらい貢献したのかを評価しながら、その結果を次の事業の企画や実施に予算配分等に反映していく仕組みとしまして、行政の評価を取り入れたいということを考えているところでございまして、評価結果を基に事業の収支改善とか、新規事業の立案に際してのビルド・アンド・スクラップを行うことによりまして、財政収支の改善とか、それから持続可能な行政運営を行っていければというふうに考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、新しい時代の流れってということで、SDGsの持続的な開発目標ということで、2015年にこれは国際連合で採択されたところでございまして、17の目標に基づいて国際社会全体で進められているというところでございまして、この国において、SDGsの推進本部の設置や、それからSDGsの実施の指針が、決定がなされてございまして、健康長寿の達成とか、持続可能で強靱なインフラの整備などの8分野に関する取組が示されてございまして、地方自治体においても、様々な計画にSDGsの要素を反映するようなことが期待されているということをお聞きしております。

本町のまちづくりにおいても、やはりこのSDGsの理念をやはり誰一人取り残さない社会の実現、大げさですけど、それを踏まえまして地方創生を推進していくことが求められておりますので、総合計画、総合戦略の具体的な施策というのは、現在どうするのか検討中ではありますが、やはり町民の方が安心して暮らせるようなまちづくりというのは、今後も実現しなければならないと思っておりますので、そういう目標に向かってやるということでございまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）  
6番。

6 番（永安 文男 君）

現在検討中で、町長が言われたとおり、安心して暮らせるまちづくりを実現しなければなら



ないというようなことで、やはり17の目標でSDGsが立てられて、それを地域創生に入れなきゃならないというふうに国からの指導もあっているかと思いますが、ただそれを私がお尋ねしたのは、どういう政策に組み込んでいくのかというのがちょっと見えませんでしたので、それが今検討中だということでございますので、追々また詳しくお尋ねしていきたいというふうに思いますのでよろしくをお願いします。

あと6次計画の見返りとかいろいろ検証とかあったんですけども、これも踏まえて、基本計画の中に反映させていくということで考えていいかと思っておりますので、総括をされているようですので、今後とも、まとまっていく部分についての計画書を注視していきたいというふうに思います。

次の将来展望人口についてですけれども、令和42年（2060年）に1万1,885人を目指したいというふうにお聞きしたんですけども、この前の総務厚生委員会で、町長の考え方と、それから策定審議会での人口ビジョンの考えに差があるというふうに思われたんですけども、そのことを総務厚生委員の中でもいろいろ御指摘があったんですけども、その辺のことで、町長のまちづくりにこの計画がどう反映されていくのかということがありますので、そのことを町長、はっきり考えをお聞かせいただいております。お願いします。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

将来の展望人口ということで、27年に策定しました現在の人口ビジョンっていうのは、合計の特殊出生率とか、町なかの町有地への集合住宅の融合等などで、町独自に取り組みますっていうことで、社会動態などの条件を基に、令和42年に人口が1万1,885人を目指しているというところでございます。

私が前、総務厚生委員会で、私の希望は1万4,500人を希望にしていたんですけど、なかなかこの高齢者とか若い人たち、なかなか難しいところもあるわけですが、希望的な観測はそれを目指してやっていきたい。

永安議員も御存じのように、社会的資本って今、下水道とか、水道事業とかいろんなことで、1万5,000人までは許容できるんじゃないかと、佐々町としてですね、今何も大きく社会的な資本投資をしなくてもできるんじゃないかという考えがあったもんですから、1万4,500を目指したいというふうに思っているんですけど、なかなかこれは厳しいだけ、私の思いだけでありまして、なかなかこれは厳しいと私も考えているところでございまして、御存じのとおり、国勢調査人口、住民基本台帳とは異なりますけど、平成27年の人口ビジョンの策定当時は、住民基本台帳が1万3,800人台であったことが、今年に入ってから1万4,000人台で推移をしているということで、状況でございまして、やはりこの間の5年間の人口というのは、今は私が考えれば、比較的順調に推移をしているんじゃないかと思っておりますけど、やはり今後も引き続きこれを持続しながら、40年後というのは、40年の2060年問題でございまして、これにはやはり1万1,885人を目指すというふうに思っているところでございまして、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

人口1万4,500人を目指してやっていきたいって、私の思いっていうのがあるものの、やはり国際社会保障、それから人口問題研究所の出されました将来的な人口予想というのをやはりベースに考えなければならぬと思っておりますので、やはり人口の減少の流れというのをやはり少しでも低く抑えていきたいという考えを持っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）  
6番。

6 番（永安 文男 君）

町長の思いということで、この前の1万4,500を目指したいというのは町長の思いということで承りました。

社人研、先ほど国の人口予測っていう部分については、何も政策をしなかった場合の予測人口というようにこの間伺ったんですけどね、何か政策をすれば、そういうことで、今町長が言われたように、子ども・子育ての部分とかいろんな政策があるということで、人口がそんなに下がらないというようなことをやっていきたいっていうことで理解しましたので、分かりました。

それでは、最後になりますけれども、今まで重要課題とか将来のまちづくりについてお尋ねしてきたわけですが、これからですね、これからのまちづくりについて、第7次総合計画の推進と、それから、このほかにいろんな積み残しの件もたくさんあるというふうに伺いました。

これらの対応については、町政の継続が重要だというふうに思いますけれども、ずばり聞きます。町長、4期目を目指す考えはいかがですか。その部分で今まで聞いていますと、意欲はあるように言葉お見受けをするわけですが、早めに町長の考えを明らかにすべきじゃないかというふうに思ってお尋ねをしているわけです。どんなですか、町長のお考えをお聞かせいただければと思います。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

まちづくりの重点課題と申しますか、先ほども申しましたように、今から4大の大型事業というのが控えているわけでございます。

やはりこの人口減少社会にあたって、やはり将来的には本町の人口も減少していくということは目に見えているわけでございますけど、やはり子育て支援とか社会福祉の充実、社会基盤の整備などは、今後重点課題でやっていかなければならないんではないかと思っております。

私も、今日、今、永安議員から、来期の私の出馬についてということで、貴重な一般質問の中でこういう質問をされたわけでございますけど、大変有り難く思っているところでございます。

21年から町長をやっているわけでございますけど、来年の6月に改選予定ということでございます。今我々も皆さん方と一緒にあって、やはり笑顔で暮らせる安全・安心なまちづくりというのは努めなきゃならないと思っていますし、やはり今度6月までということで任期でございます。やはりそれにつなぐための総合審議会の中で、佐々町の総合計画も策定しておりますので、まちづくりの取組などということで、私も今自分の政策と申しますか、そういう仕事で手いっぱいございまして、次の6月にどうするのかっていう、今後につきましては、やはり私もどうするって決めていないわけです。これはやっぱり関係者の皆さんともコロナで全然会える時間が取れないものですから、集まって話すことがなかなか厳しいわけでございますので、これが話し合いをしてから、またどうするのかというのは、皆さん方に御報告はさせていただきたいと。

なかなか私もそういうことで、コロナの影響っていうことで、私も今度コロナにも一生懸命やってやらなければならないと思っていますので、その中で、今現在はやはりコロナ対策と

か、自分の今の仕事を一生懸命やるっていうことが必要だと思っていますので、今後につきましては、やはりまた関係の皆さんと御相談してお話を決めたいと思っていますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）  
6 番。

6 番（永安 文男 君）  
どうもすみません、お互いにまちづくりに関しては頑張っていきたいというふうに思います。これで質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（川副 善敬 君）  
以上で、6 番、永安文男議員の一般質問を終わります。  
しばらく休憩をします。

（15時18分 休憩）

（15時25分 再開）

— 日程第6 一般質問（永田勝美 議員） —

議 長（川副 善敬 君）  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に、一問一答方式により、3 番、永田勝美議員の発言を許可します。  
3 番。

3 番（永田 勝美 君）  
3 番、永田勝美でございます。私は、憲法を暮らしに活かし、よりよい町民生活の実現を目指して、日本共産党佐々支部を代表して質問いたします。

ことは、いよいよもう年末になりましたけれども、コロナで大変な一年でございました。しかし、希望ある変化も生まれた年でもあります。

まず、最初に、町長の基本姿勢について質問いたします。

核兵器禁止条約について。国連の核兵器禁止条約は、3年前の7月7日、国連の主催会議で賛成122、反対1、棄権1の圧倒的多数で採択されました。この条約は、ことし10月24日に国連創立75周年の日に中米の国ホンジュラスが批准書を国連に寄託したことにより、世界50か国目の批准が実現し、90日後に当たる2021年1月22日、法的拘束力を持つ国際法として発足いたします。先日12月12日には、西アフリカのベナンが新たに批准をして51か国というふうに報道されております。

全20条から成るこの条約は、前文で国際関係における武力威嚇と行使を排除した国連憲章と各国軍縮からの軍備からの原子兵器の一扫に合意した国連総会第1号決議を想起し、また被爆者や核兵器・核実験被害者の被害を受入れがたいものと断じています。

続く第1条では、核兵器の開発、実験、製造、保有、使用、威嚇から全ての活動を違法と断じ、簡潔で曖昧さを残さないものとなっています。

さらに第7条では、加害国が被害国の被害者の援助と環境回復のために影響を受けた締約国に対し、援助を提供する責任を負うことも明記しています。

こうした内容は、核兵器の廃絶を願う全ての人々の立場の違いを越えて賛同し得るものであ

ると考えます。

今回の国連の核兵器禁止条約は、極めて画期的な内容となっていますけれども、町長はこの条約についてどのような認識をされ、評価されていますか。お答えいただきたいと思います。

**議 長（川副 善敬 君）**

町長。

**町 長（古庄 剛 君）**

すみません。今、御質問がありました町政の基本姿勢ということで、核兵器の禁止条約というのが2017年の7月に国連で採択されておりまして、今年10月に批准国が50か国に達したためということで、来年の1月22日に発効されるということでございます。これを受けまして、11月20日に平和首長会議の会長であります広島市長と、副会長であります長崎市長が、日本政府に対しまして核兵器禁止条約等の署名、批准の要請をして、一刻も早く核兵器禁止条約の締結国になっていただくように強く要請をしておられるわけでございます。

平和首長会議は、1982年に当時の広島市長が、世界の都市に国境を越えて連帯し、核兵器廃絶を切り開こうと呼びかけられまして、賛同する自治体で構成する機構として設立されております。現在、世界の各国から7,968の都市が加盟しておりまして、日本国内では全市区町村の99.5%に当たる1,733の都市が加盟しておりまして、佐々町においても2009年の3月に加盟をしているわけでございます。

日本政府においては、核兵器・核廃絶という目標はありますが、安全保障上の脅威に対しまして対処しながら核軍縮を行うという日本のアプローチとは異なるとして、条約の署名、批准を行わない方針ということで表明しているわけでございます。

本町においては、平和首長会議の加盟都市として条約を評価しながら、独自の活動や要請は難しいと思っておりますが、加盟都市として活動していく必要があるのではないかと考えているところでございますので、近年においては、地方公共団体の議会においても地方自治法の99条に基づく国の意見書として、核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書を政府に提出されておりまして、現在498自治体が、議会が採択されておりまして、長崎県においても8自治体が議会で採択されているようでございまして、我々、私としても、本町におきましても、やはり核兵器のない社会というか、世界が実現するために議会の皆さんとともに、世界の平和に寄与していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**議 長（川副 善敬 君）**

3番。

**3 番（永田 勝美 君）**

日本政府は条約の採決を欠席し、条約への参加も調印もしないという態度であります。長崎は被爆県であり、県知事、長崎市長をはじめ、多くの被爆者の皆さんが呼びかけ人となった禁止条約の実現を求める署名運動が続けられ、先日、50万人を超える署名が集まったということが発表されました。本町でも町長をはじめ多くの町民の皆さんが賛同を表明されています。

そうしたことから、国連の禁止条約が発効しようとする今こそ、被爆県の自治体として、佐々町も国に対して条約調印と批准を求めていくことが大切ではないかということをして述べて、次の質問に移りたいと思います。

2番目の問題は、ジェンダー平等社会の実現に向けての問題です。3月議会で町職員の時間外労働と在庁時間の長さの実態が示され、一月に平均で40時間を超えるような時間外労働の実態が、職員の労働実態として極めて不健全と言わざるを得ないということが明らかとなりました。

た。そしてそのことが様々な生きづらさを抱える女性職員の活躍を妨げる要因ともなっているのではないかと指摘いたしました。

その後、この問題についてどのような取組が行われてきましたか。

また、同僚議員の質問でも明らかになったように、業務改善の課題は具体的になっています。すなわち在庁時間が長過ぎる実態は大きく改善していくことが求められると思います。そのため何が必要なのか明らかにしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

この前もジェンダーについての御質問だったと思いますけど、社会によって作り上げられた男性像、女性像というものは、やはり社会的な性差がございますけど、ジェンダーの平等と男女共同参画の社会の実現としまして、本町においても男女共同参画計画を策定しまして、男性も女性も全ての人があるゆる分野で活躍できる社会というのを目指しているわけがございます。男女共同参画におきましては、政策方針の決定への女性の参画を推進することとしておりまして、町においても女性の管理職の登用を進めていきたいと考えているところでございます。

また、職員の働き方としまして、先ほど申されましたように、やはり職場環境を安心して過ごせるような職場環境というのが必要でありますので、やはり時間外労働などの削減というのは、我々にとっても重要な課題と考えているところでございまして、この削減につきましては、以前から職員のマンパワーの不足の御指摘を頂いておりますので、現在、各課にヒアリングを行いながら、職員数の見直しについても検討している状況でございまして、本町のような小さな役場での職員一人一人というのが、やはり重要な担い手でありますので、一人でも欠けたり、能力が発揮できそうにないと、組織へのダメージというのは大変大きくなるのではないかと考えておりますので、やはりこのような、このためには、やはり職員の皆さんが持っているような能力を最大限発揮できるような組織として、コミュニケーションを積極的に活用しながらマンパワーの相乗効果を上げていく必要があるのではないかと考えているところでございまして、やはり今、永田議員が申されましたように、職場の環境改善とか労働時間の管理については、従来から難しい問題でありますので、一気に解決できるというのはなかなか難しいわけがございますけど、やはりコミュニケーションの啓発とか、研修会を実施しながら職員の皆さんが安心して働けるような職場づくりというのは、やはりみんなで町の課題というのを解決できるような職場づくりに取り組んでいかなければならないのではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）  
3番。

3 番（永田 勝美 君）

この間、いわゆる女性管理職の登用という問題での前進もございました。しかし、在庁時間が長過ぎるという問題は、先ほど来の御質問の、同僚議員の質問の中でもなかなか前進していないと。ことはコロナの問題等いろいろあったということはよく分かりますけれども、この問題を放置したままでは、ジェンダー平等の課題というのをリードすべき町としての責任を果たせないのではないかと。町職員の皆さんの積極的な改善の努力を心から期待をしたいと思っております。

その際、やはり特に幹部職員の皆さんが、やはり今の現状のままでは若手の人材確保もなかなかままならない。最近の就職動向の中でもやはり、自分の時間が取れないような職場というのは、やっぱり嫌われるという傾向が非常に強いですね。そういった意味ではやはり業務改善というのは、人の数だけの問題ではないということも申し上げておきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、新型コロナ対策について、これはまとめて質問したいと思います。

最初に、未曾有のパンデミックとなった今回の新型コロナウイルス対策について、医療職・介護職や町職員をはじめとしたエッセンシャルワーカーの皆さんの御努力に心から敬意を表したいと思います。しかし、現状は第3波の大流行の真っただ中にあり、感染対策等対応の手を緩めるわけにはいかないという現状です。

そこで、前回に続いて町民の要望が強い幾つかの点で質問したいと思います。

1つは、交流センターへのエアコンの設置については、緊急防災対策の政府補助が延長される見通しであることから、是非具体化を進めていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

2番目に、今回のコロナ禍の中で前進面といいますか、いわゆる少人数学級のことが大変大きな話題となり、急速に国民の声が高まって具体化が進もうとしています。文科大臣も不退転の決意で30人学級を実現すると言っていますから、最後まで要望活動など強めていく必要があるのではないかと。

また、具体的な人材確保に向けた取組が期待されます。30人学級が実現しても、人と入れ物がなければ実現しないわけですから、人材の確保とそれから施設の問題、施設の計画も教室が足りなくなってしまうということもありますので、万全の準備を求めたいというふうに思います。

3番目に、PCR検査の問題について、先ほど来同僚議員の大変詳しい質問があり、前向きの提案もされています。是非とも具体化に向けた御努力を期待したいと思います。とりわけ介護施設や障害者施設などの職員が、定期的に検査が受けられる体制づくりが求められているのではないかと思います。先ほど来町長も、特に高齢者の感染について、とりわけ注意をする必要があるということ述べられました。その際、介護施設や障害者施設の皆さん、そういったところで働く職員の皆さんが、定期的に検査が受けられて安心してそういう仕事ができるという状況、安心してそういった介護・医療の利用ができるということが極めて重要なインフラだというふうに思います。

そういう点で具体化を心から求めておきたいというふうに思いますし、この間、町民の声としては、最近米軍基地からの感染も大変心配をしていると。米軍基地でも感染者数が増えていると言われておりますし、佐世保でもクラスターが発生したというようなことを言われておりますので、もし町内で発生、あってはならないと思いますけれども、あった場合に、町が全く情報を得られない現状というのは、やはり改善を求める必要があるのではないかと。先般あの松浦市の事例など話題になっておりましたけれども、県の保健所がいわゆる感染者を特定して自治体に伝えるという機能はないということで大変苦慮されたということがありましたので、以上3点について答弁をお願いしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

1つは災害発生時における避難所の感染対策ということで、交流センターのエアコン設置とかということでお話がっております。

この地域交流センターの1階の多目的室というのが体育館と同様で社会体育施設と位置付けられていると考えておりますので、現時点ではエアコンは設置できないとは思っているわけですが、初めて地域交流センターでこの前の台風のとき避難をされたということで、多くの避難者を収容しました。しかしながら良好な避難所の環境の確保というのは重大な課題ということで私も認識はしておりますので、災害時の収容のみを想定した施設ではないということから、平時の利用目的としまして費用対効果を考慮しながら、可動式のエアコン設置などで対応できないかということで、今研究をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

なお、先ほど申されましたように、緊急防災の事業債が活用できるわけですが、令和2年度には終了するという事もお話を聞いていますので、そこら辺はちょっと財源確保の観点からどういう状況なのかというのは、十分検討させていただいて研究をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、小中学校の。教育長のほうから。

議長（川副 善敬 君）  
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

少人数学級の実現に向けてという御質問でございますけれど、現在、長崎県では国の教職員定数加配を活用して小学校1年生は30人学級、小学校2年、6年、中学1年生は35人学級と、国の公立学校義務教育小学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる定数法で定める小学校1年生35人以下、あとは全て40人学級よりも少人数で学級編成を行っているところでございます。

議員御指摘のように、少人数学級はコロナ対策3密の防止にとどまらず、教師と児童生徒の関わりが深まる、また学習・生活指導においても効果的であるということは確かでございます。ことし9月25日の長崎新聞によれば、文部科学省は来年度の概算要求で要求事項として盛り込むということも報道されているところでございますけれど、私どももいたしましても既に要望はしておりますけれど、全国町村教育長会を通じてその少人数学級の早期実現に向けて、文部科学省の重点要望として上げていきたいなと考えているところでございます。

以上です。

議長（川副 善敬 君）  
町長。

町長（古庄 剛 君）

PCRの検査体制の拡充ということで御質問がっております。

新型コロナウイルスの感染確認のためには、検査の方法といいますか、検査体制などにつきまして、先ほど浜野議員のほうからも一般質問で回答を申し上げたとおりでございます、国・県によって整備が拡充されたところでございます。

永田議員からの御質問が、趣旨であります全額自己負担の自由診療のPCR検査を受けた方に対する補助を出してはどうかということでございますけれど、県内でも検査体制の整備については、症状のある方への検査機関の確保はもう逼迫している状況にあるため、補助を出すということが、無症状の方へのPCR検査を勧めることにつながりまして、検査機関の逼迫に拍車をかけるのではないかとということで、なかなか地域医療を守る観点からも、大変厳しい課題であるのではないかと考えております。

しかしながら、先ほどの話でも回答申し上げたとおり、やはり県内で長崎大学病院が、無症状の検査希望者に対しまして自由診療による検査を実施しているということでございますので、やはり希望されている方への情報提供というのもやらなければならないと思っておりますし、補助だけではなく、今後の感染拡大の動向を見ながら、支援策についてもやはり研究をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）  
3番。

3 番（永田 勝美 君）

少人数学級の問題では、先般、県議会でも、長崎県議会として初めて全会一致でこの要望を採択されておりますし、今その流れになっていきますので、ここは是非とも実現に向けて最後まで御努力をお願いしたいと思います。

それから、PCRの問題については、五島市の事例も先ほど来、紹介されましたけれども、大変、先ほど来の浜野議員の質問の中で、大変実現可能な提案をされているわけですから、是非とも具体的に検討をいただいて、実現に向けた取組を求めておきたいと思っております。

次に、町内交通の整備の問題について。これも町内循環バスの実現に向けて、これまで何回となく発言をしております。既に3回ぐらい紹介をしておりますけれども、成功事例というべきところがあるということで、これを是非検討してみたらどうかということを何度も言っているわけですが、なかなか手がかからないと。

結果的には、この町内交通の問題というのは、今任期を通して、構想段階から全く手がついていないということになるんですね。確かにタクシー券の補助というのは、かなり先進的にやられて大きな評価も受けているんです。ただ、このタクシー券の問題についても改善が必要なおところがあるということで、何回も言われていますし、さらに町内循環バスの問題については、町民の要求は最も高い課題の一つなんですね。

高齢化の問題、それで免許返納の問題、それから子どもたちの登下校時の安全確保の問題、買い物困難者の広がり、これは地域に商店がなくなったということも含めて、そういったことに、そうした広範な要望に具体的に答える取組だというふうに思いますし、是非ともこの実現に向けて具体的なアクションを求めたいと思っておりますがいかがでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

御質問の町内巡回バスということで、これも永田議員が何回も御質問をされているわけでございます。現在の西肥バスの運行に支障が生じるようであれば対応することができませんので、西肥バスの利用客を奪うことにならないような組立てが必要だとは思っております。

また、循環バスの導入に当たっての懸念としまして、やはり全国各地で循環バスをやっておられるわけでございますけど、どの地域において成功事例というのが、なかなかないものもあるわけございまして、やはり住民の要望で導入したにも関わらず、利用の方が少ないということも実際あると聞いておりますし、やはり議員の御承知のとおり、高齢化社会への対応ということで、移動支援の仕組みというのは十分我々も認識をしているわけでございます。

特に健康長寿という視点から、やはり歩く、出歩くというのは重要なやはり健康の取組ということで認識しておりますので、コロナ禍におけるフレイルの対策としましての、今取組を試験的ではございますけど始めたところでございまして、担当課において現在検討を進めており



ますのは、やはり自宅からの発着による移動支援が一番いいのではないかとということも今、検討しているわけでございます。

基本的には、多くの方が移動手段をお持ちでございますけど、やはりフレイルが進めば、先ほどお話がありましたように免許証返納した方とか、免許証を返納していない方が運転に不安を抱えていると、それからバス停までの距離があり歩くのが困難になったとか、買物をした物、荷物を持って歩くのがもっと困難になったとか。それから通院する、毎回タクシーでは負担が大きいなどということで、多くの方々がいろいろな御不満といたしますか、そういうお話をお聞きいたします。

やはりその試金石として今、試験的に取り組んでいるところでございますけど、やはり住民の皆さんと一緒に、やはり考える移動手段ということで、今50名の方が参加をえて、講習会を開催いたしましたところでございますけど、その際18名の方が今後の取組について協力をしたいというお話もお聞きしていただいております。

そういう住民の皆さんの意見を聴きながら、先ほど永田議員がおっしゃったようないろんな方法といたしますか、バスも一緒ですけど、そういうどの程度の支援が必要なのかというのは把握しながら、支援の方法についてやはり幅を考えながら、広げて考えながらやっていかなければならないんじゃないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）  
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

この問題については、やや、今の答弁については前回の答弁と不一致ではないかと。前回の答弁では、いわゆるフレイル予防を目的としたバス、いわゆる予約タクシーシステムですよね、が動き始めたということで。それについては分かりました。町内交通全般というのは、それとは全く別のものですよということを確認したと思うんです。

そういう点で、やはり成功事例がないとおっしゃるけれども、じゃあ、私が提案をしたところについては何の調査をされたのか。その調査の結果についても何の御報告もないし、そういうことでは成功事例ないという証明にはならないのではないかと。

失敗事例、成功事例ってあると思うんです。じゃ、それを誰がどのように調査をし、問題点があるならどういうふうに改善するのかというふうに考えるのが検討ではないのかというふうに思いますし、そういう点では、やはりこの循環バスの取組というのは、検討されていないのに等しいというのが私の意見です。

それはフレイルの問題、フレイル予防の取組を通して知見を得ていくんですということであれば、それはそれで構わないんだけど、それはどういう要素が問題なのかということをやっぱり綿密に分析してみる必要があるのではないかと。そういう全体像が見えないというのが、結局問題ではないかということをおし上げておきたいと思えます。

最後に、時間が迫られておりますので、暮らしと福祉の充実に向けて、これもちょっと時間がないので各論的にはなかなかできないのですが、今回、何回かにわたって若年子育て世代の可処分所得の減少があるということを述べてきました。1985年の可処分所得と2017年の可処分所得を比べると、2017年のほうが下回っていると。リーマンショックがあつて、ずっと落ち込んで、それが回復していないといったことも紹介をしてきました。

その上に、昨年10月からは消費税が10%に引き上げられ、今年に入ってから新型コロナウイルスの大流行に伴って、経済後退と収入減少にみまわれている町民がたくさんいらっしゃいます。暮らしを応援する施策というのは、今こそ求められているということが前提であります。ところが、今政府は、75歳以上の医療費負担を2割にすると、2倍にするということを検討し

ているということが連日のように報道されています。

こうした中で、最初に国保の問題ですけれども、国保の問題は所得が一番低い保険制度であるにも関わらず保険料は高いと、最も高いというのが国保だと。その加入者が、かつてと違って今、サラリーマンの世帯が3分の1を占めると。全国の国保中央会が出したパンフレット、昨年11月に出されたパンフレットによると、全国で32.7%が主たる被保険者の収入が被用者だと、いわゆるサラリーマンだということが出されています。佐々町の結果も大体同じです。

そのサラリーマンという方々は、主に非正規を中心とした方々が全体の3分の1というのが今の実態です。今、非正規の皆さんの所得は、全国統計で見ても本当に下がり続けているというのが今の現状ですね。

そうした中で、この国保の問題の改善にあたっては、やはり平等割、均等割の廃止を求めるとというのが、私はどうしても必要だと。平等割、均等割がなくなれば、その分の課税がなくなれば、ほぼ一般の健康保険、被用者保険と同様の保険金額になるのだと。そのために全国知事会も要求しているように、政府がお金を出すということが今こそ求められているということが前提であります。せめて子どもたちの保険税だけでも減免できないのかということで、均等割課税を、子どもたちの均等割課税の減免を求めてきたというのが現状です。

ところが、今佐々町の国保財政はどうなっているかということ、県単位化に伴って納付金が急増して、心配された国保税値上げの検討が進んでいます。今回も国保税値上げの議案が上程されています。何回も指摘してきたように、国保財政上の深刻な課題というのが本当に現実のものになってきたと。これは、今どういうふうにかえたらいいのかと。

皆さんの保険税は非常に高い、そうした中で、国が負担すべき国保の負担を大幅に削減した結果、保険税が高くなっている。これはやはり国保税の引上げというのは、少なくともこのコロナ禍での今、次年度は少なくとも引上げを回避すべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

国保税の制度の改善ということで、やはり国保税が高くということで、やはり我々もそういう考えを持っているわけでございます。国保税につきましては、県が長崎県全体の医療費を推計しながら、各市町の国保の事業の納付金の試算が行われておりまして、その結果、佐々町の納付金額も示されておりまして、不足する財源につきましては、財政調整基金の取崩しで対応するということになっていてございまして。

本町だけを見れば、医療費全体はほぼ横ばいの状況であります。県内の他市町も大きな伸びはございませんが、一人当たりの医療費が年々増加傾向にあるということでありまして、被保険者の数は減少しているものの、国民健康保険の被保険者の70歳以上の方が多いことと、それから医療の高度化によりまして、診療報酬が増加しているということが要因ではないかと思っております。加えて本町の事業の納付金が増加する要因としましては、県全体の占める所得や人数のシェアが増加していることと、国保税の急激な上昇を緩和するための激変緩和措置が年々減額されていくことなどが影響しているのではないかと考えております。それから、先ほど議員がおっしゃるように、新型コロナウイルスの感染症の影響におきまして、収入減とか失業、倒産とか発生しておりまして、やはり被保険者の皆様におかれまして多大な苦勞をされているという状況で、税率を改正することについては異議を申されるということは十分、我々も理解しているわけでございますけど、しかしながら、やはり皆保険ということで踏まえまして、全国の知事会とか町村会においても、先ほど議員が申されましたように、国に対しまして、

国費の拡充を求めるといふ要望もなされておりますが、今のところ新型コロナに対応した措置について、そのアナウンスというのは何もなく、逆に激変緩和措置を予定どおり減額されることとなりますので、緩和措置を頂いている本町としましては、なかなか厳しい財政になるのではないかと今思っているところでございまして。

こういうことをいろんなことを考えれば、町としましては税率改正は避けたいところですが、やはり苦渋の決断といふのはしなければならぬと思っておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

また、これを、改正を先送りすると、やはりこの基金残高が大きく減少するということになりますので、それによりまして、次にまた改正するときには一般財源を増やさなければならぬということになりますので、多大な負担といふのをおかけすることになるわけでございまして、そういうことで大変、皆さん方には申し訳ございませんけど、苦しい決断といひますか、そういうことで御理解をいただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

**議 長（川副 善敬 君）**

3番。

時間、延長いたします。

**3 番（永田 勝美 君）**

時間がないので、ちょっともう結論だけといふか、言いたいことを言わせていただきますけれども。

要するに、国に対して要望しているけれども、当面厳しいので値上げは勘弁してくださいといふのは、それは許されないと私は思います。先ほど言ったように、本当に町民の暮らして大変なんですよ、今。こういうときに値上げをして、そして暮らし応援の町政とは言えないと私は思います。

だから、やり方としては少なくとも来年度は据え置いて、そして次年度に向けて、やはり国の援助、補助を増やしてくれといふことを強く要望していくといふことで、頑張っている姿を見ないと、それは、町民は納得できないと私は思います。

さらに、介護保険の問題についても一言述べておきたいと思っております。介護保険も次年度から第8期に入ります。3年間の保険料の試算が出されております。少なくとも私は、介護保険は保険主義といふのについては異論があるわけですが、少なくとも期内の剰余となった基金については還元すべきだと私は考えます。

ですから、介護保険については、今の基金を若干でもきちんと還元すれば、若干でも引き下げができるという試算になっているという資料でありました。これは是非とも引下げを求めたいと。

それから、保育所の給食費の問題です。子どもが増えたから無償化しないといふ前回の町長の答弁っていうのは受け入れられないと私は思います。やっと子育て応援といふことで頑張ってきて、そしてやってきた。周りの自治体は全部ね、保育所副食費は無償だと言っているのに、どうして佐々町だけできないのかと。そのことはやはりこれも町民に、今の状況では受け入れられない、納得されないといふふうに思います。

最後に、給付型奨学金の問題ですが、これについてはやはり町民の要望として、いわゆる高等教育に際しての要望としては、町外の高校への通学費への支援ということと並んで、給付型の奨学金の拡充といふのが強いわけですね。それはやはり親の生活が苦しいから、上の学校に上げるということについて、親は出したくても子どもがもう拒否するといふか、もう親に心配をかけられないといふって進学を諦めるという人も出てきているという実態があるわけですね。だから、僅かでも一歩でも、やっぱり前進するような給付型奨学金の制度といふのを拡

充させていただきたいということを述べておきたいというふうに思います。

あと30秒しかありませんので、まとめて御答弁ください。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

保育所副食費につきましては、やはり全体で考えれば年間1,340万ぐらい要るんですね。だからそれやはり、所得階層で減額についても十分検討を進めて支援をするように検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、給食の無償化、これ言わしたかな。給食の無償化についても、やはり財源的にいけば総額5,600万程度の財源が必要と考えられるわけでございますので、やはりこれは当分の間は、今現状維持でやらせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、介護の保険、8期に向けた保険料の設定については、やはり現在の8期計画の策定を進めておりますので、あわせて保険料についても算定作業を進めておりますので、議員御承知のとおり現時点で1億3,000万程度の基金もございますので、この基金の活用も含めて、3月議会に御提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

3番。

よかですね。

3 番（永田 勝美 君）

はい。

議 長（川副 善敬 君）

以上で、3番、永田勝美議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

（16時08分 散会）